

平成22年第5回（6月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成22年6月10日（木曜日）

議事日程 第1号

平成22年6月10日（木曜日）午前9時開議

- | | | |
|-------|------------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議長諸報告 | |
| 日程第4 | 報告第2号 | 平成21年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第3号 | 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第4号 | 平成21年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| | 報告第5号 | 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| | 報告第6号 | 財団法人新治農村公園公社の経営状況の報告について |
| | 報告第7号 | みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第5 | 諮問第2号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第62号 | 支払督促異議申立に係る訴えの提起について |
| 日程第7 | 議案第63号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第8 | 議案第64号 | 字の区域の変更について |
| 日程第9 | 議案第65号 | みなかみ町税条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第66号 | みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第67号 | みなかみ町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第68号 | みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第69号 | みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第70号 | みなかみ町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第71号 | みなかみ町温泉事業条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第72号 | みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について |

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第14 | 議案第73号 | みなかみ町土地開発公社の定款の一部変更について |
| 日程第15 | 議案第74号 | 平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第75号 | 平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第76号 | 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第77号 | 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第16 | 一般質問 | |
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	小林	洋	君	2番	内海	敏久	君
3番	中島	信義	君	4番	前田	善成	君
5番	阿部	賢一	君	6番	林	一彦	君
7番	山田	庄一	君	8番	河合	生博	君
9番	林	喜美	雄君	10番	原	澤良	輝君
11番	島崎	栄一	君	12番	高橋	市郎	君
13番	小野	章一	君	14番	中村	正	君
15番	河合	幸雄	君	16番	鈴木	勲	君
17番	森下	直	君	18番	久保	秀雄	君

欠席議員 なし

会議録署名議員

2番	内海	敏久	君	11番	島崎	栄一	君
----	----	----	---	-----	----	----	---

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	鈴木	初夫	書記	深代	和恵
--------	----	----	----	----	----

説明のため出席した者

町長	岸	良昌	君	副町長	鬼頭	春二	君
教育長	牧野	堯彦	君	総務課長	木暮	勤	君
総合政策課長	宮崎	育雄	君	税務課長	平原	文雄	君
会計課長	高橋	武志	君	町民福祉課長	関	章二	君
子育て健康課長	青柳	健一	君	環境課長	山賀	晃男	君
上下水道課長	杉木	清一	君	農政課長	篠田	朗	君
観光商工課長	真庭	敏	君	地域整備課長	増田	伸之	君
教育課長	青木	寿	君	水上支所長	雲	越栄	一君
新治支所長	永井	泰一	君				

開 会

午前9時 開会

議 長（久保秀雄君） みなさん、おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成22年第5回（6月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長（久保秀雄君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 6月定例議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

樹々の緑も日を増すごとに深くなってまいりました。議員各位におかれましては6月定例議会を招集いたしましたところ、早速、ご参集を賜わり厚く御礼申し上げます。

去る5月12日に副町長の選任について、議会のご同意をいただき、17日に前総務課長鬼頭春二氏を選任いたしました。

また、総務課長には子育て健康課長の木暮勤を充て、その後任には子育て健康課次長兼こども園園長の青柳健市を昇任させました。4月の定例人事異動からまだ日が浅い中、異動規模を少なくし、現在、町としての重要課題であります子育て支援の施策をさらに充実させ展開してゆく体制を作ることを意識したところでございます。

副町長の選任については実質的に100%のご同意をいただいたと受けとめておりますが、形式的には同意率94.4%ということでございました。この差5.6%については責任を感じておりますし、また今後、厳しく検証していく必要があると考えております。

さて、ここでお時間をいただきまして、故意に喧伝されています県下ワーストワンについて述べたいと思います。町民の福祉について、真剣かつ適切な行政判断の結果として生じているものと理解しております。自信を持って継続してまいりたいと考えております。

順次、述べさせていただきますと、まず第一に、**国保税**についてであります。

世界全体で見ますと、全ての国民が医療サービスを受けられるということは、大勢とは言い難いところがあります。

ご存知のとおり、先進国中の先進国でありますアメリカ合衆国においても国民皆保険を実現するため、オバマ大統領が必死に取り組んでいるところでございます。

わが国の誇りでもあります国民皆保険制度を崩壊させてはなりません。

現在、健康保険の一元化が国の段階で議論されています。現状ではいくつかの制度が併行して運用されているところです。

考えてみますと、間接的であろうと直接的であろうと、受益者の負担で制度が運用されていることに変わりはありません。

ところが、国民健康保険については、その負担を国保税という形で、税の形態を取っております。そのために利益に対する負担だという認識が薄くなっているのではないのでしょうか。

昨年度の負担変更にあたりまして、その上昇を率で表現して、県下で一番高いという言われ方がなされたわけでありますが、その理由といたしまして、第1点としては平成16年度以降、改定がなされていなかったことがございます。その時点での負担額が低かったため、伸び率が強く表現されたわけでございます。

第2点目といたしまして、今後3年間、その時点ですが、毎年上昇させるのではなく、3年間負担の変更を行わないという前提で改定したところでございます。

したがって、第3点目の要因となるのは、前述の2点からくる当然の結果として、5年から7年間、順次改定してこなければならなかったものを解決に向けて踏み出した、そして今後3年間は変更しない水準の負担を設定したということになります。

したがいまして、毎年の改定を想定した市町村に比べれば、当然の計算の結果として、数倍から10倍の上昇率という表現になります。この事だと思っております。

但し、町の医療費の現状としては、高齢化率が上がっているということもございまして、一人当たりの医療費が高額になっている点は事実であります。

さて、ここで考えなければいけないのは、国民健康保険制度以外でカバーされている方が、町人口の約半分となっております。これらの町民の方は間接的であれ、直接的であれ、自分で負担をされているという点であります。

もちろん国保の加入者は、相対的に収入面で弱いということがありますので、町の一般会計からの繰り入れ、すなわち町民全体に負担を転嫁するというのもやむを得ないことだと思います。

しかし、繰り入れの現行水準でも、国保以外の健康保険の加入者にご理解を得るということについては、相当難しい水準になっているという認識を持っておりますし、この事については危惧しているところでございます。

第2点目に、**ゴミ袋の値段**についての問題です。

ゴミ袋の値段は、一袋10円程度が適当だと、これはもうその通りだと思います。

厚さ0.03mm、縦80cm横65cmのプラスチックの袋ですから、ホームセンターに行っていれば、その程度で買えます。

ここで議論されているのは、廃棄物処理に係る従量的負担がどれほどの水準にあるべき

なのかという議論だと思います。

町の多くの方が、あたかもプラスチック袋の値段の問題であるかのように誤解されているとすれば、これが執行部の怠慢ということであれば、改めまして議員各位にご理解を願って、住民の皆様のご理解を求めるのに一緒にやっていただきたいと思いますところがございます。

ごみ処理の受益者は、すべての町民です。よほど例外の方以外は受益者です。

ごみ処理経費のうち、排出量に応じて、どの程度を負担していただくのか、今の設定が約1割になっています。他の行政サービスに比較したときに、利益に応じて従量的にどのくらいの負担をしていただくのかという率で比べますと、この1割というのは他の行政サービスから比較して低くなっております。

このゴミの排出に対する従量的負担は、これは高ければ高いほど、排出に対しての抑制力であることは明らかだと思います。

但し、あまり高い負担にしますと、ほかの不利益が発生する、したがって、現状で推移させることが適当だと考えているところであります。

第3に、**高齢者バスカードの問題**についてです。

これまでも答弁の中で、バス路線を利用できる高齢者は、その割合が低いという点と、またバス路線に近接して居住されているという点では相対的に恵まれている方だというお答えをしております。

現状で1枚2900円で購入したもので4350円分のサービスが受けられるということで、33%の割引となっております。

平成21年度の利用枚数は433枚で、実数で申し上げますと、108名ということになっております。この対象者が約7千人いらっしゃる中で、1.6%の方が利用しているという、利用者の利用率が極めて少ないと思います。

この決定につきましては、高齢者福祉の名にそぐわないとのご指摘もあることは承知しております。そのことについては、同意申し上げる点でございます。

何かと申しますと、前回も申し述べましたけれども、敬老バスカードの購入に対する補助政策というのは、公共交通の確保という観点からであったのであろうと思います。

但し、それが今申し上げますように、実績的にそこまで至っていないということだと思います。

改めまして、交通量、バスがどのくらい走っているのかということについて検討させていただきました。

まず、みなかみ町のように、非常に広い面積の中に住居が散在していて、住居から停留所までの距離が長い、あるいは国道等の幹線を走るバスの本数が都市に比べて極端に少ない、このような地域においては、高齢者の移動手段として公共交通をどこまでどのような

方法で確保していくのかという点は、大変難しい問題だと認識しております。

現在、町内を走っているバス路線は5路線で、1日延べ55便であります。

この採算も極めて厳しいと聞いております。路線の拡大や増便、使うためにはそういうものがりますが、そのためには多額の公的支援が必要だということでございますので、この支援を行うには、現在の町財政は耐え切れないと判断するところでございます。

しかしながら、高齢化が進む中で高齢者の足の確保は極めて重要な課題であります。

今後、どのような方向が適当なのか、オンデマンドバス等の検討を含めまして、鋭意検討を続けていきたいと思っております。

さて、平成22年度がスタートしてから2ヶ月余りが経過したところであります。

現時点におけます、町の行政課題について、何点か申し述べさせていただきたいと思っております。

まず、**子宮頸がんの予防対策**についてであります。

昨年12月議会での答弁の中で、若年層への子宮頸部がん予防接種支援について触れさせていただきました。その後、検討を進め、子育て支援の一環として、今議会に必要な予算を計上させていただいております。

次に除雪対策については、4月に除雪センターを設置いたしました。

今年の降雪期への対応について積極的に検討しております。今議会では機材整備のための予算強化と購入契約の両面でご審議をお願いしたいと考えております。

なお、地域の人々の力を借りて、きめ細かな除雪を行う方法については、現在引き続き検討中でございます。今後、必要な手配を行いたいと思っております。

さらに、**太陽光発電**についても積極的に取り組んでまいります。

環境力宣言をしている当町としては、クリーンエネルギーである太陽光発電施設の設置について、早急に検討すべきと考え、4月の組織編成で新たに設置いたしました環境課で、具体的な手法について検討を開始しております。

さらに、**環境と観光の連携を推進**して行きたいと思っております。

谷川岳エコガイド、星空の案内人、名胡桃城ガイドなど、地域の自然と文化伝統を解説し、訪れた人々を温かく迎える活動が、先進的に動いております諏訪峡ガイドや猿ヶ京の地域物語に加わりまして、一層活発になっております。destinationキャンペーンに向けての重要な資源として、この様な活動を支援し育てていきたいと考えています。

また、我がみなかみ町を観光で訪れてくださった方々に、気持ちよく長い時間滞在していただけるように、多面的な手段を関係する地域の人々と十分相談をして進めていきたいと考えております。

さて、今議会へご提案申し上げます議案であります。平成21年度から22年度へ繰越しました事業に係る繰越明許費繰越計算書等の報告が6件、人事に係る諮問が1件、ま

た議案では条例の制定が2件、改正が6件、一般会計以下、補正予算が4件、その他の案件が4件、合わせて16件となっております。また、除雪機の契約案件についても追加提案し、ご審議をお願いしたいと思っているところであります。

なお、一般会計については、9776万1千円の増額補正を措置しております。

群馬デスティネーションキャンペーンや子宮頸部がん対策等、喫緊に対応すべき事業や臨時職員の配置に要する経費をしっかりと確保しまして、産業振興と教育や子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、去る5月27日に、国土交通省副大臣や民主党副幹事長に面談する機会がありました。せっかくの機会でしたので、都市地域のみならず、地方においても今後とも社会資本の充実が必要であることを申し上げました。

特に首都圏を養う利根川源流の町「みなかみ町」として、①として、既存ダムの機能を維持するための必要な投資、②として、首都圏と周辺を連結する幹線交通の強化、③として、除雪などの道路維持管理費の確保、④として、地域の活力を維持するための投資、これらが必要だということを強く訴えさせていただきました。この場をお借りして報告させていただきます。以上、当面の行政課題や対策、方針等について述べさせていただきました。

今議会では、大変に多くの案件についてのご審議をお願いすることになっております。

よろしくご議決賜りますようお願いし申し上げまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

開 議

議 長（久保秀雄君） 町長の挨拶が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。
議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（久保秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。
2番 内海敏久君
11番 島崎栄一君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（久保秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月10日より、

6月18日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月18日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（久保秀雄君） 日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例議会後、閉会中の主な事件について、ご報告を申し上げます。

4月18日 みなかみ町議会議員選挙により18名の議会議員が選出され、4年間、町民の負託を受け、町づくりに鋭意努力することになりました。

5月12日 私が、臨時議会において、議員各位の理解のもと、議長に選出されてから、連日、催し物や各種団体の総会等に参加させて頂いております。

5月17日 利根沼田学校組合議会臨時会が開催され、平成22年度利根沼田学校組合一般会計に関わる関係市町村負担金の分賦割合や議長選挙が行われ、私が学校組合議長に就任することとなりました。

5月28日 平成22年第2回利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催され、空席となっていた副議長に昭和村議会議長の金子松二郎氏が当選されました。

その他に報告2件、補正予算1件、災害対応特殊科学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の購入契約の締結についての案件が提出され、全て原案のとおり可決されました。

このほかに第35回町村議会議長・副議長研修会、群馬県町村議会議長会臨時総会及び議会議長・事務局長研修会が東京で開催され、出席してまいりました。

詳細については、事務局に保管してありますので、そちらをご覧ください。

議長（久保秀雄君） 以上で、議長諸報告を終わります。

日程第4 報告第2号 平成21年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成21年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

報告第6号 財団法人新治農村公園公社の経営状況の報告について

報告第7号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議 長（久保秀雄君） 日程第4、報告第2号、平成21年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまで以上6件を一括議題といたします。

町長より、一括して報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 報告第2号から7号について、一括してご報告申し上げます。

最初に報告第2号から4号までの繰越明許費について、その額が決定しましたので報告させていただきます。

まず、報告第2号と3号についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項により報告するものであります。

報告第2号については、繰越事業数が46事業で、総事業費は24億4425万6千円となりました。

繰越しの事由別に申し上げますと、まず、国の補正予算で措置されたため、年度内に完了できなかったものは、2款・総務費の本庁舎エレベータ修繕事業、庁舎防犯灯修繕事業、地域情報通信基盤整備事業、3款・民生費の福祉センター空調機修繕事業、保育園遊具修繕事業、水上児童館修繕事業、6款・農林水産業費の北部体育館修繕事業、水産学習館水槽修繕事業、農業用施設維持管理事業、は一ベすと案内看板設置事業、遊神館修繕事業、見晴荘修繕工事事業、7款・商工費の諏訪狭歩道改修事業、8款・土木費の道路修繕事業、道路新設改良事業、無散水消雪改良事業、後閑駅前整備事業、都市公園管理費、9款・消防費の避難場所表示標識設置事業、10款・教育費の事務局改修事業、藤原小プール改修事業、水上中学校建設事業、公民館修繕事業、入須川社会体育館屋根修繕事業で、合わせて24事業となっています。

次に、冬期間において、不測の降雪により工事ができなかったものは、2款・総務費の公有財産解体事業、電波遮へい対策事業、ユビキタスタウン構想推進事業、10款・教育費の国指定文化財事業であります。

また、地権者との用地交渉等で不測の日数を要したものは、3款・民生費の介護基盤緊急整備事業費補助金事業、6款・農林水産業費の中山間地域総合整備事業、地積調査事業、7款・商工費の揚湯ポンプ引き揚げ点検事業、8款・土木費の橋梁修繕事業、除雪車改造事業、後閑地区まちづくり交付金事業、道整備交付金事業、後閑駅周辺整備事業、町営住宅管理費、10款・教育費のIT備品購入事業、体育施設修繕事業であります。

その他の事由では、2款・総務費の公共施設エコ診断調査業務及び緑の分権推進事業（小水力発電量調査）は、年間を通しての調査が必要であったため、3款・民生費の子ども手当システム改修事業及び9款・消防費の全国瞬時警報システム設置事業は、システム開発に不測の日数を要したため、4款・衛生費の新型インフルエンザ費用軽減事業については、国の取扱いに準じて、年度が明けた請求については翌年度繰越扱いとしたものであります。

次に**報告第3号**について、ご説明申し上げます。

月夜野地区と水上地区の公共下水道建設事業費及び水上地区の維持管理費において、地

元関係者との調整等に不測の日数を要したため繰越したものであり、繰越総額は4941万2千円となりました。

次に**報告第4号、水道事業会計予算繰越計算書**について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告申し上げます。

上水道資本的支出の水上橋補修に伴う水道管移設工事につきましては、東日本電信電話会社との協議に不足の日数を要したため繰越したものであります。

以上、繰越明許費についてご報告申し上げましたが、いずれもやむを得ない事情でございますので、ご理解を願いたいと思う次第であります。

次に**報告第5号、専決処分報告**について、ご説明申し上げます。

町が管理する町道八幡中堀2号線の中堀橋の高欄に前夜から降り積もった雪が、橋梁の下にある関越自動車道上り車線を走行していた、新潟県柏崎市在住の男性運転の乗用車に落下し、フロントガラスを破損させたものでございます。

修理費14万6631円を損害賠償することで、去る5月24日に示談が成立したことから、同日付で地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

なお、損害賠償金につきましては、全額が全国町村会総合賠償補償保険により補てんされているところであります。

次に**報告第6号、財団法人新治農村公園公社の経営状況**について、ご報告申し上げます。

公社事業には、公益事業と収益事業とがあり、公益事業を一般会計、収益事業を豊楽館会計・桃李館会計に分けて事業を行っております。

一般会計の主な事業は、美しいむらづくりを推進する中で、パンジー苗1万2千本を育成し、たくみの里地内及び公共施設に配布するとともに、館内へ植栽しました。

また、大峰育成牧場の管理運營業務を実施しております。

試験栽培事業では、桜桃、高設苺の栽培を実施し、販売額は1039万5千円でありました。

次に**豊楽館会計**であります。来場者数は41万8千人で前年対比93.5%であり、事業収入では、2億1818万4千円で前年対比91.7%の実績でありました。

事業としては、そば打ち・コンニャク作りの体験事業をはじめ、味噌・豆腐・納豆などの加工品を製造しました。材料となる大豆は、町内全域に呼びかけ、契約栽培を行いました。のむヨーグルトの製造、販売事業についても、町内販売業者はもとより、沼田市、渋川市、前橋方面にも販売するとともに、学校給食センターにも納入し、また、イベント等にも積極的に参加し、販路の拡大を図りました。

次に**桃李館会計**について、報告いたします。

新巻果樹生産組合の協力を得て、各果物の収穫時期に合せたイベントを行いながら、事業を実施してきました。入館者数は5万881人で、前年対比85%でした。

事業収入は、果物のもぎ取り、入園料、ジャムやパンづくり体験、バーベキュー、農産物の直売等で、事業収入は7984万1千円で前年対比87.7%の実績となりました。

アップルオーナー事業も大好評で、昨年の456件を上回る494件の実績を上げるこ

とができました。

詳細については、会期中に議員各位に対しまして、公社から説明を申し上げますので、その際、充分にご検討くださるようお願い申し上げます。

以上、財団法人新治農村公園公社の経営状況についての報告といたします。

次に**報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況について**、ご報告いたします。

平成21年度は、公社自主事業の矢瀬蟹杵工業団地造成事業として、農地法第5条申請による関東農政局との協議が整い、転用許可を得たことから、関係地権者へ土地代金の精算金支払いを完了するとともに、公社保有用地とする所有権移転登記を行いました。

また、事業用地の造成につきましては、矢瀬蟹杵区画整理事業に組合員として参加し、事業費の負担金等を支出しております。

その他、保有用地の事業収益につきましては、公有用地（特別養護老人ホーム用地）の一部386.76㎡を売却いたしました。これに伴い、借入金の一部返済として、400万円を返済しております。

なお、保有用地の借入金借換えに当たっては、金融機関と交渉し、前年度より0.01%～0.1%の低い金利で、借換えを実施しております。

次に決算の状況でございますが、3ページの損益計算書をご覧ください。

事業収益から事業原価を差し引き、事業総利益として5万4548円となりました。

販売費及び一般管理費は、414万7281円かかっており、事業損失が409万2733円となりました。また、事業外収益は1291万5359円、当期純損失が50万3460円となりました。

次に4ページをご覧ください。貸借対照表であります。資産の部は流動資産のみであり、資産の合計は20億3960万4793円です。

次に負債の部ですが、負債合計は20億2947万6482円でありまして、短期借入金が2億7875万6482円、前受金が1億1100万円、長期借入金が16億3972万円となっております。

資本の部ですが、基本金500万円と前期繰越準備金563万1771円から当期純損失50万3460円を差し引き、資本合計は1012万8311円であり、負債資本合計は20億3960万4793円であります。

経営状況については以上であります。今後の取り組みとして、矢瀬蟹杵工業団地造成事業につきましては、関係機関との調整を密に行い、事業の早期完了を図りたいと思っております。

また、うららの郷につきましては、町・公社が連携して、販売促進に努めて行きたいと考えており、保有土地につきましても早期処理に向けて公社を指導してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、報告第2号から7号についてのご報告とさせていただきます。

議 長（久保秀雄君） 以上で、報告第2号、平成21年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまでを終わります。

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（久保秀雄君） 日程第5、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 諮問第2号について、ご説明申し上げます。

現在、みなかみ町師1668番地の橋爪清修さん、同じく布施2453番地の関信司さんが、人権擁護委員として、ご活躍いただいております。

ご両名の任期は、平成22年9月30日に満了となることから、前橋地方法務局長から委員の推薦依頼がきております。

つきましては、人格見識に優れ、献身的に委員活動に専念されております両名を再度、委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

諮問第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

これより諮問第2号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第62号 支払督促異議申立に係る訴えの提起について

議長（久保秀雄君） 日程第6、議案第62号、支払督促異議申立に係る訴えの提起についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第62号について、ご説明申し上げます。

上下水道料金の滞納者で町外に転出し、再三にわたる請求に対して支払いがないため、支払督促制度を利用して、裁判所に支払督促の申立てを行いました。

債務者が異議申立てをしたことから、民事訴訟法の規定により、支払い督促の異議があったとみなされるため、地方自治法第96条第1項第12号により訴えの提起をしたことから議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第62号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 支払督促の日時と、異議を申し立てた日時を教えてください。

議 長（久保秀雄君） 上下水道課長杉木清一君。

（上下水道課長 杉木清一君登壇）

上下水道課長（杉木清一君） 支払督促の申し立て日時は、平成22年4月22日でございます。

異議申し立て日時は、平成22年5月7日です。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。

これより議案第62号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、支払督促異議申立に係る訴えの提起についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、支払督促異議申立に係る訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号 町道路線の廃止について

議 長（久保秀雄君） 日程第7、議案第63号、町道路線の廃止についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第63号、町道路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

大穴地内の旅館水明荘から、町道ウノセ線の間約1万㎡程の土地を所有する清滝建設株式会社より、土地を活用するため、この土地の中に介在しています町道及び水路用地の払い下げの申し出がありました。

この道路は、公衆用道路としての機能をなしていないことから、廃止しても問題なく、廃止の提案をさせていただいたところでございます。

なお、この用地内の北側に清滝建設株式会社が所有する国道から利根川に降りる別の実体的な道路があり、実際に利用されているところであります。

したがって、町としては町道敷地とこの道路を交換したいと考えているところあります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第63号について、質疑はありますか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 交換する道路と、廃止する道路の面積をお願いします。

議 長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 面積につきましては、今のところ計算をしていません。

公図上では、赤線が約200メートル間あります。その他、水路敷き等も150メートル間ございます。代替用地についても、約100メートルございまして、幅員についても3メートル間ございます。

もし差額が出た場合には、当然のことながら代替え者からお金をいただくなり、町が余分にもらう場合には、交換金は出ませんが、交換者の方が多い場合には、町が料金をいただくような格好になります。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありますか。

3番中島信義君。

3番（中島信義君） 廃止する路線の長さや幅員を教えてください。

議 長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 公図上ですので、先程言いましたように、約200メートル間の2～3メートルの幅員です。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

これより議案第63号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 字の区域の変更について

議 長（久保秀雄君） 日程第8、議案第64号、字の区域の変更についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第64号、字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

矢瀬蟹杵土地区画整理組合の事業の完了に伴いまして、事業実施区域の字の区域を変更するものです。

具体的には、区域内をみなかみ町月夜野に変更し、字下矢瀬、字蟹杵を廃止するものがあります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第64号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 今度、新しく月夜野になるわけですが、登記簿上も月夜野だけになるのか、それから月夜野で、同じような扱いをしている所があるのか、教えて下さい。

議 長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 現在、下矢瀬、蟹杵という字があるのですが、これについては「みなかみ町月夜野」ということで、区画整理地内の字がなくなります。同じような所で、政所河原の区画整理事業につきましても、字がありません。「みなかみ町政所〇〇番地」となります。何れにしても、区画整理地内に関しては、「月夜野〇〇番地」ということとなります。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

これより議案第64号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。

議案第64号、字の区域の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について
議案第66号 みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例
に関する条例の制定について

議 長（久保秀雄君） 日程第9、議案第65号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、議案第66号、みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第65号、66号について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、**議案第65号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について**であります。

平成22年度の税制改正に伴い、先の臨時議会でご承認いただいたものでございますが、その他、何点かの改正を求めるものでございます。

第1点目、法人住民税の第19条・31条・48条・50条の4条例でございますが、法人税（国税）の清算所得課税部分を所得課税に置き換えるものであり、法改正に伴う規定整備で項のずれと番号修正です。このことによる課税関係の変更はございません。

2点目として、第36条は、個人住民税に係わるもので、個人住民税の扶養控除の見直しに伴い、扶養親族に関する記載を給与所得者等に求めるもので、平成23年1月1日以後に提出する申告書に適用されるものであります。

3点目は、第54条、固定資産税でございます。これは「地方開発事業団」の廃止により、条例から削除するものであります。

4点目は第95条、町たばこ税でございます。たばこ税の引き上げに伴い、10月1日から売り出されます、たばこ税率は1000本につき、1320円の引き上げで、4618円となります。また、附則第16条も紙巻きたばこの値上げによる税率の改正であります。

5点目として、第19条の3は、個人住民税で、個人の上場株式市場への参加を促進す

るため、非課税口座開設者に配当所得等による個人住民税の所得計算に優遇措置を講じるものであります。国税の改正に伴うものでありまして、平成25年度からの適用でございます。以上、国の税制変更に伴いまして、必要な条例の整備を行うものであります。

次に、**議案第66号、「みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例」**について申し上げます。

過疎地域の自立促進や雇用の増大等を図るため、過疎地域自立促進特別措置法が設置されています。この関連法では、製造・情報通信技術・旅館業等に2700万円を超える、家屋・土地・償却資産の新設や増設を対象として、申請要件により3年間の固定資産税課税免除措置を行えるというものであります。企業誘致及び基盤強化の促進に寄与するため、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、減収額措置につきましては、基準財政需要額等の算定によりますが、約75%程度の交付税措置が見込まれます。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第65号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第65号の質疑を終結いたします。

次に議案第66号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（久保秀雄君） お諮りいたします。

議案第65号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、議案第66号、みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、議案第66号、みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第67号 みなかみ町行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する条例の制定について

議 長（久保秀雄君） 日程第10、議案第67号、みなかみ町行政手続等における情報通信の技

術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第67号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町は、地方税における申請手続きや電子申告を行うエルタックス等、電子申請対象事務の簡易申請を行ってきたところであります。

今後、さらに各種行政手続き等、関連する電子情報処理の活用が予想され、書面で行うものとされています手続きのオンライン化を法制的に可能とするための規定の整備が必要となっております。この度、これに関する規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第67号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（久保秀雄君） お諮りいたします。

議案第67号、みなかみ町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号、みなかみ町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第68号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 みなかみ町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（久保秀雄君） 日程第11、議案第68号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第70号、みなかみ町職員の旅費支給に関する条

例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第68号から70号について、一括してご説明申し上げます。

まず、**議案第68号**につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、6月30日から施行されることに伴い、町の関連条例を改正するものであります。

育児休業に係るもので、職員の配偶者が働いていたり、育児休業している場合でも、職員は育児休業、短時間勤務等ができるとするものであります。

次に、**議案第69号**ですが、議案第68号と同じ「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴うものであります。

主な改正は、職員の時間外勤務に係るもので、職員は育児のために早出・遅出勤務、時間外勤務の制限を請求することができるとするものであります。

3歳未満の子を持つ職員が、その子を養育するために請求した場合には、時間外勤務をさせてはならないとするものなどを規定するものであります。

次に、**議案第70号**につきましては、職員の旅費について、車賃を群馬県に準じて現行の「実費」となっているものを、「1キロメートルにつき25円又は実費」に改正するものであります。

これは公用車に空きがなかった時など、「職員の私有車を使用できる」とした町の規定を整備したことに伴うもので、その費用を明確にするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第68号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第69号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第69号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第70号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第70号についての質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（久保秀雄君） お諮りいたします。

議案第68号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第70号、みなかみ町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第70号、みなかみ町職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第71号 みなかみ町温泉事業条例の一部を改正する条例について

議 長（久保秀雄君） 日程第12、議案第71号、みなかみ町温泉事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第71号について、ご説明申し上げます。

温泉事業については、宿泊客が減少している現状において、みなかみ町温泉事業条例の第10条で、受湯権利料は300万円に許可を受けた使用口数を乗じた額に100分の105を乗じて得た額と定め、7日以内に納めなければならないと規定されているところがあります。

最近の傾向では、口数を減少する加入者も出てきており、温泉を使用する量の減少に伴いまして、湯量の余剰にもつながっているところであります。

一方では、口数を増加したいが、受湯権利料の一括納入が金銭的に厳しく、口数の増加を断念してきた加入者もおられるところです。

このようなことから、第10条第1項に、但し書きを加え、「町長が特別な事由があると認めるときは、分割納入することができる。」として、分割納入を可能にしようとするものであります。

現在、湯量的にも余裕がありますので、受湯権利料の分割納入を可能にすることによって、口数の増加を促進し、温泉の有効利用と温泉事業の安定運営を図ろうとするものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第71号について、質疑はありますか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） この温泉事業の具体的な場所というのは、猿ヶ京ですか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 当条例で規定しております温泉供給事業は、猿ヶ京の事業でございます。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありますか。

4番前田善成君。

4 番（前田善成君） 分割納入できる条件を考えているかを教えてください。

議長（久保秀雄君） 観光商工課長真庭敏君。

（観光商工課長 真庭 敏君登壇）

観光商工課長（真庭 敏君） 条例で可決された後に、具体的なことについては規則の方で定めることとなりますけれども、今のところ検討しているのが、「受湯権利料の許可を受けた日から1年以内の間で5～10回程度」という事を考えております。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（久保秀雄君） お諮りいたします。

議案第71号、みなかみ町温泉事業条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、みなかみ町温泉事業条例の一部を改正する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第72号 みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

議長（久保秀雄君） 日程第13、議案第72号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第72号について、ご説明申し上げます。

町民の健康増進、体力の向上及び交流の場として有効活用を図るために、にいほるこども園体育館をこども園教育に支障のない範囲で一般利用していただくため、施設の使用料を設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第72号について、質疑はありませんか。

6番林一彦君。

6 番（林 一彦君） にいはるこども園の体育館使用料は、町外の人についての下欄にカッコで照明使用は倍額ということになっています。

今、体育館を使用される人で、いろいろな球技とかをする人は、昼間でも体育館の照明

を点けるのは常識になっていると思うのですよ。これを倍額にするとなりますと、8千円になり、1日で1万6千円になりますと、町外の方が使うとなると、大体が合宿の学生が主な使用者になると思うのですけれども、これが高すぎないだろうかと思うわけですが、それについて、お願いします。

議 長（久保秀雄君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） これにつきましては、ご覧の通り、町外の方という条件が付いておりまして、他の体育施設についても、同様の条例で定めておりますので、林議員が言われますように、旅館等の利用については、今後、その辺の協議を十分させていただいて、今回については他の体育施設についても、全部これで統一をさせていただいておりますので、その辺を協議させていただきたいと思っております。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（久保秀雄君） お諮りいたします。

議案第72号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第73号 みなかみ町土地開発公社の定款の一部変更について

議 長（久保秀雄君） 日程第14、議案第73号、みなかみ町土地開発公社の定款の一部変更についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第73号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町土地開発公社定款第6条第1号中、「理事8名」を「理事8名以内」に改め、同条第2号中、「監事2名」を「監事2名以内」に改めるものであります。

これについては、何らかの事情で欠員が生じた時に、提案上の齟齬を来すということで、文言の整理という考え方で「以内」という言葉を付け加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第73号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第73号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（久保秀雄君） お諮りいたします。

議案第73号、みなかみ町土地開発公社の定款の一部変更については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号、みなかみ町土地開発公社の定款の一部変更については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第74号 平成22年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）

議案第75号 平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（久保秀雄君） 日程第15、議案第74号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第77号、平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第74号から議案第77号まで一括してご説明申し上げます。

最初に**議案第74号**についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9776万1千円を追加し、歳入歳出の総額を121億9776万1千円とするものであります。

歳入補正の主な内訳を申し上げますと、国庫支出金6282万5千円の減額については、子ども手当の財源として、当初予算で全額を国庫負担金で措置しましたが、国の制度決定により、地方負担分が確定したため、6220万円を減額するものであります。

県支出金3887万4千円の増額は、子ども手当県負担金3110万円、小規模土地改良事業県補助金433万円、緊急雇用創出基金事業補助金284万7千円の増額であります。財産収入443万6千円の増額は、東京電力の線下補償であります。

繰入金7767万2千円の増額は、財政調整基金7697万2千円と教育環境整備基金70万円であります。諸収入752万9千円の増額は、介護予防サービス計画費作成費155万5千円、群馬県地域コミュニティ支援事業補助金200万円、地域社会振興財団助成金100万円、土地改良施設維持管理適正化事業交付金252万円であります。

町債3220万円の増額は、合併特例債及び豪雪対策整備事業債であります。

一方、歳出の主なものを申し上げますと、2款総務費では、1項総務管理費479万5千円の増額は、魅力あるコミュニティ助成事業助成金、長寿社会づくりソフト事業交付金及び太陽光発電施設設置に係る調査費であります。

3款民生費では、1項社会福祉費218万5千円の増額は、介護用車両購入費に対する補助金、包括支援センターの賃金等であります。2項児童福祉費149万8千円の増額は、子ども手当支給に関する事務費の増額及び「にいほるこども園」のオイルタンクの修繕費であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費1001万5千円の増額は、子宮頸がんの予防接種に対する助成及び一ノ倉沢通行規制実証試験事業費等であります。

6款農林水産業費では、1項農業費2350万4千円の増額は、地産地消を推進するために、ジャム製造機及び農産物保冷库等を整備する費用と、道の駅「たくみの里」の駐車場舗装工事及び土地改良施設維持管理適正化事業であります。2項林業費120万円の減額は、鳥獣害防止総合対策事業の事業主体が、有害鳥獣対策協議会に変更になったため、歳出科目を補助金に変更するものであります。

7款商工費では、2項観光費250万円の増額は、群馬デスティネーションキャンペーンに対応するための名胡桃城址案内施設の開設と運営に要する費用であります。

8款土木費では、2項道路橋梁費3041万7千円の増額は除雪機械購入費であります。

また、5項住宅費190万4千円の増額は、町営住宅の滞納者に対し、明け渡しを求める訴訟費用であります。

9款消防費では、1項消防費495万円の増額は、防災行政無線電波伝搬調査委託料であります。

10款教育費では、1項教育総務費393万5千円の増額は、ALT1名を増員するための経費及びスクールバス運転業務委託料です。2項小学校費376万2千円の増額は、人事異動による賃金の組み替えであります。3項中学校費395万9千円、5項幼稚園費267万8千円、6項社会教育費337万8千円の増額は、人事異動に伴う賃金が主なものであります。以上が一般会計の概要であります。

次に**議案第75号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3500万円とするものであります。

歳入の補正は、10款の繰越金について、平成21年度の決算において増額が見込めるため計上するものであります。

歳出補正の内容ですが、2款保険給付費5項高額医療合算介護サービス等費500万円は、昨年度から、制度運用の給付が開始されました高額医療合算介護サービス費及び同介

護予防サービス費の平成21年度保険給付費のうち、後期高齢者医療分の支払いが当年度にずれ込むことから、高額医療合算介護サービス費及び同予防サービス費を増額するものであります。

次に**議案第76号**について、ご説明申し上げます。

既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億4098万7千円とするものであります。

歳入の補正は、湯宿簡易水道移管に伴い、3款1項加入金を870万円増額するものであります。歳出補正の内容は、2款施設費1項施設事業費870万円の増額は、湯宿簡易水道の計装設備及び配水管改修工事並びにこれに伴う水位計、流量計購入費であります。

次に**議案第77号**について、ご説明申し上げます。

既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億2575万2千円とするものであります。

歳入補正は、7款繰越金を240万円、9款町債を1660万円増額補正するものであります。歳出補正の内容は、2款下水道事業費1項公共下水道費1900万円の増額は、後閑地区都市計画道路建設に伴う移転家屋の排水を取り込むために実施する管路布設工事、上牧木ノ根の流域幹線接続点における管路布設工事等であります。

以上が各会計の概要であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第74号について、質疑はありますか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 一般会計補正予算の13ページ、衛生費ですかね、保健衛生費の中の子宮頸がん予防接種委託料429万円の方なんですけども、こちらの子宮頸がんの予防接種の方は予防できるガンということで、これをやることによって、将来の子宮頸がんを予防できるということですから、大変良いことだと思います。

そういう中で関係者、多分12歳くらいの子供たちにやるんだと思うんですけども、学校の保健の先生とかですね、また町の保健婦さんとか、そういう人たちの意見等をきちんと確認して、どのようにやるかとか、そういう段取りっていうのは、もう出来ているのでしょうか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） ただ今、ご指摘の点でございます。

12歳というのもございますけれども、今回、予算計上していますのは、中学校3年生ということで考えております。下から上がっていくよりも、上から広げていった方が良いでしょうという考え方を基本的には取っております。

なお今、ご指摘のありました保健師さん等の意見を聞いておりますけれども、これは医師会などの意見も聞かなければいけませんし、そしてまた、学校との調整もしなければいけません。

これを先にやるということもございますけれども、まず議会の皆様方にご審議いただく

のが優先かと考えましたので、今ご指摘の点については、若干は始めておりますけれども、具体的には今後の話になるということでございます。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

1 1 番島崎栄一君。

1 1 番（島崎栄一君） そうすると、その関係者の方の細かい打合せっていうのは、まだしていないってことですね。予算的には、これをやる人たち、子供たち、父兄の自己負担は無しということで作るんでしょうか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） ただ今、この予算書に上程しておりますのは、5万円×約100名分ということでありますので、基本的には保護者ならびに本人の負担はないという前提の予算を審議いただくということで計上してございます。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

1 2 番高橋市郎君。

1 2 番（高橋市郎君） 一般会計補正の17ページの農林水産業費の林業振興費、鳥獣害対策費の原材料費が減額になっている理由が1点です。

もう1点は、18ページの商工費名胡桃城案内施設費の管理委託料と土地建物の借り上げ料なのですが、場所については承知しているのですが、この管理運営をどこに委託するのかという、どのような計画で進めるのかという点が2点目です。

3点目は、24ページ名胡桃城趾整備委員会13万円については、以前から整備委員会があったと聞いておりますけれども、途中休止していたと聞いております。

協働のまちづくり委員会の施設文化委員会が名胡桃城趾に手を入れようとした段階で県よりストップがかかったということがありました。

どういう経過でそういう事になったのかと言うと、名胡桃城趾の整備委員会が休止状況であるという説明を教育委員会から受けた経緯があるのですが、なぜそういう経緯に至ったのかと、今後、この委員会を補正で立ち上げたということで、どのように委員会を進めていくことによって、名胡桃城趾の整備がどのように進むのかという点をお聞きします。

議 長（久保秀雄君） 農政課長篠田朗君。

（農政課長 篠田 朗君登壇）

農政課長（篠田 朗君） 17ページの有害鳥獣対策の件について、お答えいたします。

有害鳥獣対策の原材料費の減額についてですが、この事業自体を町が主体となって、イノシシの電柵を整備する計画をしておりました。これは鳥獣害防止総合対策事業という国の補助事業を使って計画していたところなのですが、町が事業主体ではなくて、協議会の方が事業主体になりなさいという、補助金の性格でそういうことになりましたので、その下欄に84万円というのを有害鳥獣対策協議会の方に補助金として出させてもらっていますが、これが協議会の方の町としての負担金ということで、要するに予算と組み替えのような形になっています。事業内容は同じ内容をするということでございます。

議 長（久保秀雄君） 観光商工課長真庭敏君。

（観光商工課長 真庭 敏君登壇）

観光商工課長（真庭 敏君） 18ページの名胡桃城趾の案内施設の管理委託先ということでございます。まず、利用する団体ですが、名胡桃城趾周辺をガイドいたします歴史ガイド会の人たちの活動拠点という位置づけがあります。

もう一つは、名胡桃城保存会の皆さんが草刈りなどの作業をしていただいておりますので、その人達の拠点という位置づけを考えております。

それともう一つは、場所がバイパスを登り切った所にありますので、猿ヶ京方面に対しての観光案内としても機能が持てるのではないかと考えております。

今考えているのが、商工会で以前から歴史ガイドの会の事務局をしてもらっておりますので、商工会の方に委託する予定でおります。

なお、施設の土地建物、借り上げ料ということですが、月10万円ということで9ヶ月分を計上させていただいております。

議長（久保秀雄君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 名胡桃城趾は、県指定遺跡の中でも重要な史跡として、研究者の間でも認識されていることは、高橋議員もよくご存知のことと思います。

そのため整備をするためには、慎重な検討が必要ということで、県よりいろいろとご指導を受けております。

数年前より、地元有志の方々から、また、名胡桃城趾保存会を中心に月夜野地区まちづくり協議会や研究者の方々から、さらなる整備活用を求められているという、教育委員会に対して、いろいろとご相談を受けております。

これを受けて、県の文化財保護課に教育委員会として度々相談に出向いておりますけれども、現在、文化庁の指導によって、県指定、国指定クラスの史跡、天然記念物は、すべて学識経験者から構成する整備活用委員会により、文化財の管理計画を立てなさいという指示を受けております。それに基づいて、整備しなければならないということで、名胡桃城趾についても、それに当たるということでもあります。平成22年度の当初予算の際にも計上したいということで、こちらとしては申込みをしておりましたけれども、承認されなかったということです。

その後も、地元の方々から、保存会を始め、まちづくり協議会等から強く要望を受けておりましたので、今回補正に計上をさせていただきました。

地元からは、トイレの設置、また危険箇所への手摺り等の設置を特に要望されておまして、これについても史跡の景観が変わるため、やはり学識経験者の意見を取り入れなければならないということで、指導を県から受けております。

県の指導により、整備活用委員会のメンバーは総て中世史の専門家の方々、例えば大学教授、今のところ2名を想定しておりますが、そういうの方々、それから県内の研究者、この方々も2名考えております。それから、町の学識経験者と言いますか、文化財調査委員の方、地元の保存委員会の方々等を入れてですね、この委員会を立ち上げて、なるべく早く名胡桃城趾の整備にあたっていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第74号の質疑を終結いたします。
次に議案第75号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第75号の質疑を終結いたします。
次に議案第76号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第76号の質疑を終結いたします。
次に議案第77号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第77号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長 (久保秀雄君) お諮りいたします。

議案第74号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)についてから、議案第77号、平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)についてから、議案第77号、平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議 長 (久保秀雄君) この際、休憩いたします。10時50分から、再開いたします。
(10時35分 休憩)

(10時50分 再開)

議 長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 一般質問

通告順序第1 11番 島崎 栄一 1. 町にとって重要な観光政策

議 長 (久保秀雄君) 日程第16、一般質問を行います。

一般質問については、5名の議員より通告がありましたので、順次、質問を許可いたし

ます。

まず、11番島崎栄一君の質問を許可いたします。

11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 一般質問をいたします。

町にとって重要な観光政策。みなかみ町には、毎年100万人が宿泊しています。

1人当たりの金額を1万円とするならば、100億円の売上です。日帰り客まで含めれば、町内経済への貢献は町の予算120億円を超えるのではないのでしょうか。

観光産業で生計を立てている人数は多く、その浮き沈みは町全体の浮き沈みに関わります。町への納税額も観光産業の浮き沈みによって大きく左右され、観光産業の振興に成功すれば、町の財政再建も容易になります。

多くの温泉地やスキー場、登山道や河川や湖などを抱えるみなかみ町にとって、観光政策はとても重要な町の根幹に関わるものです。

しかしながら、ここ2～3年、町の観光協会は混乱し、後処理に追われ、本来の観光客の誘致の仕事が疎かになっていました。

宿泊客の数字を見ても低迷しています。平成19年112万人、20年114万人、21年は110万人。

観光協会に3千万円ほど補助金を出し、観光宣伝などを任せてきた今までの町の姿勢にも問題があるのではないかと思います。

合併前は、3町村で1億円は観光宣伝に充てていたと思います。

しかし今は3千万円ほど。入湯税だけでも1億数千万円が入ってくる観光産業への関わり方として、今までのみなかみ町は、少し軽視し過ぎていたのではないのでしょうか。

これからは、みなかみ町として、もっと観光産業を重視し、予算も増やし、積極的に振興策をとっていきべきだと思います。縮小均衡による財政再建ではなく、みんなの収入が増える形での積極的な財政再建を目指して、明るく楽しく暮らせるみなかみ町を作っていきましょう。

さて、その観光政策について、単に予算を増やすだけでは「積極的」とはなりません。収益を上げていかなければなりません。

北海道の夕張市は、観光に関わる赤字第三セクターに財源をつぎ込み、600億円もの借金を積み上げ破綻状態となってしまいました。お金の使い方を真剣に考え、収益を上げていかなければなりません。町に入る入湯税1億数千万円は、主に観光客の皆様に払っていただいたお金だと思いますので、入湯税の金額内で観光政策を行うのなら、夕張のような財政破綻を防ぐよい歯止めになります。

次に町の観光協会への補助金ですが、観光協会は任意団体であり、町内業者の参加も自由であり、観光協会に入っていない業者もいます。観光協会に入っていないくても、納税はしていますので、町の予算を過大に任意団体である観光協会に振り分けるわけには行きません。

1億数千万円の観光予算を編成し、使う方策は、町が主体となって決めるべきでしょう。

ひとつの提案をします。多くの広告会社を募集し、みなかみ町の宣伝方法と総予算を提案してもらい、その中から、これだと思うものを選び予算を投入するのです。

広告は安ければ良いという訳ではないと思います。高くても価値があるもの。安くても効果のあるもの。その選択は、工法が決まっている公共事業を価格によって入札する方法を当てはめるわけにはいきません。広告会社を選択する判断は微妙でなかなか難しいのではないかと。そういった中で公金を投入する判断は、町民から選ばれた議会議員全員で多数決によって決める。

その検討するところの議会での話し合いをですね、このような議場ではなかなか町民は関心がたくさんあると思いますので見切れませんので、こういったときはカルチャーセンターとかですね、そういう所で議会を開催し、関係者等、関心のある人は本当に自由に公開の場で見られるようにして、検討するのがいいと思います。

その選択の善し悪し、結果責任は、議会議員は選挙という方法で町民から評価されます。

餅は餅屋。広告はやはり専門業者の知恵を借りるのが良いと思います。

今まで考えつかなかった方法を提案してくる会社もあるかもしれません。町の観光産業の発展のため、町民の収入を増やして、豊かに生きていけるように真剣に考えていきましょう。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただ今の島崎議員のご質問に順次、お答えいたします。

まず、みなかみ町の観光は近年、経済状況の低迷なのか、あるいは将来への不安なのか、観光そのものが非常に厳しい状況にありますし、特にみなかみ町において、厳しい状況にあるという認識についてはご指摘のとおりだと思っておりますし、私もそのように認識しております。宿泊客数の減少が町の活力の低下につながっているというご指摘はその通りだと思います。

平成21年度における町の観光入込み客数、宿泊者数はほぼその通りでございますが、日帰りも入れますと、21年度で35.9万人、前年度対比12万人減少しているということで、対前年9.7%という数字になっております。今、ご指摘のありました宿泊客、日帰り客を合わせまして、今申し上げました観光客の消費額は約200億円前後程度と推計しております。これについても、前年から7.9%減少したという数字もございます。

このような状況についての認識は、島崎議員ご指摘のとおり、同じ認識を持っております。

まず、入湯税について、お話がありましたので、入湯税について答弁させていただきます。入湯税は、地方税法で定めます市町村税の目的税であります。その用途については観光に直接消費される事業のみに限定されている訳ではなく、環境衛生や消防関連施策に要する経費に充てることができるという趣旨の目的税でございます。

その内容等を申し上げますと、ご指摘のように当町には数多くの観光客が訪れて下さっており、ゴミ処理費や消防施設等を整備運営の際にも、定住人口2万2千人に加えまして、観光交流人口を加えた設備の規模が必要でございます。

このような運営の中に入湯税の一部が充当されている、それは逆に言いますと、地方交付税の算入については、定住人口を基礎として基準財政需要額が算出されておりますけれども、その時に観光交流人口が加味されておられません。したがって、この部分に経費を賭して入湯税を活用するというのも問題はないのかなと思っておりますし、今そのような決算をしております。

さて、平成20年度決算を見ますと、入湯税については1億5900万円という決算になっております。歳出で申し上げますと、観光振興費が5600万円、観光イベント費が約1500万円、観光施設総務費が約3500万円、これに人件費約8200万円を加えますと、いわゆる直接、観光振興に当てている費用の総額は約2億4300万円ということでございます。予算書、決算書でご理解をいただけたと思います。

したがって、額だけで言いますと、観光振興費と入湯税で言うと観光振興費の方が多いのだというのが現実でございます。

しかしながら、先程から申し上げておりますように、観光産業は町の主要産業であって、観光消費額の増加は農業や商業等、その他の産業振興に波及効果もございまして、大きな効果をもたらしている。そして、住民税や固定資産税の増収に跳ね返ってくるというご指摘のとおりであります。

したがって、入湯税の範囲内だけで観光振興に充てるという議論は現実的ではないと思っておりますので、先程から申しておりますような数字で予算計上をしているところでございます。

特に、平成22年度予算で申し上げますと、前年度対比で3394万8千円増の2億7千万円ほどの財源措置でございます。これが概ねの数字の話でございます。

次に観光協会についてご指摘がありました。

確かに観光協会は、今までの事態の改善、その他の事について力が削がれているというのは事実だと思いますし、そして、ご指摘のように敢えて申し上げますと、現在、観光協会が現状で十分な活動が行われているのだろうかということについては、若干の危惧はございますし、これについては島崎議員とも十分意見調整する中でどういう指導がさらに必要かということはあるかと思っております。

とは言いながら、観光協会も相当努力をしております。先程、ご指摘のあった任意団体という件について、まだ目途は定まっておられませんけれども、法人化についても研究しております。

それともう1点、業界全体への観光協会が十分指導できる体制になっているのだろうか、これは観光協会だけの問題ではなくて、観光協会を構成する個々の観光に関わる方々の意識に問題もあるかと思っております。

これについても、今後、さらに強化をしていかなければ行けないのだろうという認識は持っておりますが、何れにしても町の観光振興の中核として、観光協会に頑張ってもらい、活躍していただきたいと思っております。

1点、ご指摘のありました補助金の件については、実は今年度予算を策定の時に議会からご質問をいただきました。

特にデスティネーションキャンペーンに向けての予算を中心にして、委託費ということでやっております。現実的に申し上げますと、観光協会は人件費等について町から補助をもらい広範な活動をしておりますが、具体的な事業については委託費という形で町に計上したものを個別の内容をつき合わせながら、観光協会に委託業務としてお願いをしているということでございます。逆に言いますと、観光協会の自由度がその部分では減っているのだと思います。

しかしこれは、今ご指摘のあったような経緯を踏まえまして、過渡的にはやむを得ないのかなと思っておりますし、実体的な活動で申し上げますと、実は昨日も観光協会長、副会長5名、それに理事3名が来庁され、観光課長、環境課長も入れて、1時間半にわたり観光振興について議論をさせていただきました。観光協会もどれだけ出来ているかということは別にしまして、熱心に取り組もうとしていることは事実でございます。

また、広報の強化についてでございます。今年の7月～9月にかけては、プレDCでございます。来年の7月～9月が、群馬DCの本番を控えております。みなかみ町の魅力のPR、あるいはみなかみ町の地域づくりのための絶好の機会と捉えまして、今年度はDC関係予算として3800万円を計上したところであります。

みなかみ町の観光資源には、温泉をはじめとして、四季をとおして自然が楽しめる、歴史文化が多様である、新たに各地域で観光客を温かく受け入れてやっていこうと案内のボランティア団体も活動が強化されております。

このような観点からすると、観光資源には事欠かない、他町には無い良いものがたくさんある町だと認識しております。これらを活かしたDC関連の企画事業ということで、町全体で凡そ60が計画され、各団体や地域の皆さんが積極的に取り組んでくれているという体制が出来つつあります。

これらの観光資源に磨きを掛けて、今までの観光とは違った楽しみ方や魅力を掘り起こし、さらにはその企画の中に、ストーリー性や、お客様を温かく迎える地域の気持ち、そういうものを表していく、そんな事業を展開していくということが必要なのだと思っております。

その事が逆に、地域の人たちにとって、本気になって自分たちの住む地域をどうしていけばいいのか、どうすれば元気になれるのか、それぞれの地域がそれらのDCに関わる企画イベントに参加する中で考えていただき、地域それぞれが、「やればできるんだ」という自信を持っていただいて、さらにそれが来年のDC本番に臨んでいただきたいと思っております。

一言で申し上げますと、DCに取り組むという契機で、地域づくりに繋げていただき、地域を活性化し、元気が出るような機会にしていきたいと考えております。

町全体としては、何年後かに振り返った時に、「DCを契機にいろいろな事を行った。」とその事が町の活力につながっているなというDCにしていきたいと思っております。

具体的に広報手段について、申し述べます。

みなかみ町の観光を今後、どのようにしたら「魅力的な観光地として売り出せるのか」、この課題に対応するために観光協会の委託でございますが、「ギャップ調査」に取り組んで

おります。これについては、今行っている観光施策や宣伝と、実際にお客様が求めているニーズとの“ズレ”の検証を目的としています。

消費者の目から見て、“観光地のイメージ”を聞いて、調査・分析することにより、課題の整理と把握をし、それを基にワークショップを実施し、観光資源そのものを明らかにしていくと共に、施策の優先順位や効果的な広告展開を研究しようとするものでございます。

これらのギャップ調査の結果を基に、さらに効果的な観光施策や宣伝で強力に展開する必要があると思っております。

ここの部分につきましては、本年度、当初予算を組む時に組んでございません。

年度途中で今の結果を受けて、広報を強化するという事で、改めて議会の皆様方に予算審議、委託の規模、目的、それらを含めた中でご相談したいと考えております。

その中で、今ご指摘のありました例えば、大手広告代理店を含めて検討することも一つの選択肢だろうと思っております。そして、その中でコンペ方式というのはあり得ることだろうと考えております。

なお、議会等との関わりについては、今申し上げましたようなことで考えております。

これよりは、第2質問等あれば、さらに明らかにしていきたいと思っておりますけれども、率直に一言述べさせていただきますと、我が町の議員の方々、大変、熱心に多面的な活動をしていただいていると以前から申し上げておりであります。それに比べて報酬がどうなのかというのは、実は大変に気になっております。

それともう1点、私の経験で申し上げますと、各種の審議会、委員会等で結論を出す時に議員の皆さん方が入っておられますと、その審議会なり、委員会の結論を持って執行部が予算や作り方を議会にご相談する、その時に審議会の結果、それと執行部が提案する結果、予算の制限や他とのバランスなど、どうしても差が出てまいります。

さらに執行部が提案したものが、議会でどういう結論になるかということで、法律用語で言うと、審議の二重性という格好になるのだと思います。

実は、委員会に議員さんが入っていただくということについては、議員さんの負担が非常に大きいということについては、個人的に経験から感じております。

あと1点、具体的なお話がありましたので、カルチャーセンターなどで議会の皆さん、町民の前で明らかにして、その広報を大型に展開するときには目的であるとか、規模であるとか、今ご説明したような審査に先立って、例えば、ギャップ調査の報告会として、多くの方々に参加いただいて議論する中で、次の展開を検討するというようなこともあろうかなど、今のご提言を受けまして、そのように感じた次第でございます。

ひとまずの答弁とさせていただきます。

議長（久保秀雄君） 11 番島崎栄一君。

（11 番 島崎栄一君登壇）

11 番（島崎栄一君） なかなか的確な返事をいただいて、有り難いです。

今回、観光のことを質問しようと思ひまして、いろいろ調査している中で、いろんな人にみなかみ町にいったい何人ぐらい、何万人ぐらい宿泊していると思ひますかっていうふうに聞いたところ、10万人ぐらいとかと言う人、最大でも40万ぐらい来ているんかね

とか、泊まる人がですね、そのぐらいの返事でした。10数人に聞いたんですけども、100万人来てるということを正確に認識している人はいませんでした。

そういう意味で、もの凄く大事な産業なんですけども、町民、また他の群馬県内、沼田市内でもそうですけども、そういう人たちに対して、みなかみの認識って言うんですか、その認識は全然、そういう意味で広報されていないんだなっていうのを感じました。

観光協会で首都圏ですかね、そちらの方でみなかみ町がどのように認識されているか、そういう調査をするっていうことなんですけども、それをして対策を打つっていうのは非常に良いと思います。

今まで、みなかみ町は観光産業、本当に重要なんですけども、全然100万人来てる、伊香保も100万人なんですけども、それと同じに来てるっていう認識はほとんど町民の間でもなされてなかった。広報が足りなかったというのをすごく感じました。

あとですね、先程の返事の中で、観光関係の予算を全部合わせると2億4千万ということで、入湯税は超えているという話でした。それは本当だと思います。

その中で人件費というのが8200万円ですか、入っている。それからいろいろありまして、いろいろ積もるとそれだけ結構使ってるんだなということで見分かりました。

ただ、合併前の旧水上は、今みなかみ町が観光協会に出している宣伝の委託料2700万円、今回は今年はDCも含めて、プラス1500万してるとは思いますけども、それを旧水上だけで7千万毎年していたと思います。

そういう中で旧水上地区の観光に携わる人に意見を聞いたところ、毎年7千万の委託を受けて宣伝しているのは、費用対効果で無駄だったって言う人もいるけども、毎年それだけお金をかけて、水上町という名前を水上の温泉を売ってきたから、これだけ100万人来るという結果もあるんじゃないかと。そういう中で合併後、その委託料が7千万から3千万、2700万ですか、半分以下、月夜野、新治のそういう宣伝費等も含めれば、やはり3分の1程度に減らされたっていうのは事実です。

以前は役場職員の観光課の人件費まで含めれば、今よりもっと予算をかけていた、減ったというのが現実だと思いますけれども、それだけ宣伝をかけていたのを3分の1近くに減らしちゃって、今は良いんですけども、今後そのしっぺ返しを食うんじゃないかっていうのが怖いっていうふうに言っていました。

町の予算の区分けの中で、観光宣伝費、委託料とか、計上って言うんですかね、投資的経費ではなくて、経常経費の方に入っていると思います。

普通の人で感覚で見ますと、お客さんを呼ぶための広告宣伝費等を経常経費、他のものを役場の改装とかそういうのは投資的経費っていうふうに役場の方は分けているかもしれませんが、一般の人の感覚で言うと、逆にこちらの宣伝費等の方が投資的経費なのかなあって、それでお客さんが増えればですね、投資効果があったと感じますので、役場の方の要望と、また認識と、一般の人たちの感覚のズレはその辺はあるのかなあと思います。

いろんな方法をしてですね、観光客が増えれば良いと思うんですけども、具体的にはここ2年、3年、3年後ですね、3年後を今来てる観光客の皆さんをどのぐらいに増やすっていう数値目標ですね、その辺を立てるっていうことはしませんか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 今、何点か、ご指摘がありました。

まず、経常的経費と投資的経費の話です。宣伝すれば、跳ね返ってくるという意味で、実態、物としては投資的であるというのは、ご指摘のとおりだと思います。

但し、経費、これはまた別の視点で仕分けしますので、やはり紙や印刷費ということになりますと、当然、これは経常的経費ということになるかと思いますが。一律的にカットしてきたのではないかというご指摘だろうと思います。

先程から、申し上げていますように投資経費的な部分について、特に観光振興について、諸々の観光費とは別に宣伝費ということで、さらに増強すべきだというご指摘はその通りだと思いますし、一次答弁でも、その主旨でお答えしたとおりであります。

さらに申し上げますと、どうするのかということにつきましては、観光宣伝を今一生懸命やっていますのは、我が町の職員を県のぐんまちゃん家に派遣しておりますし、先般も東京のぐんまちゃん家でメディアに対して、みなかみ町の広報をやりました。

今後とも何回か、その計画をしております。実際にあそこでメディアを対象に情報発信しますと、実際の番組になったり、紙面を飾ったりということで取材という形での反応があります。

これについて、データは揃えていますけれども、逐一ご説明いたしません、いわゆる取材という格好で宣伝してもらえれば、例えば、番組を買うのに500万円、1千万円と掛かるところが、取材対応経費だけで済むということで、この辺については効果も上がってきていると思いますし、さらに力を入れていきたいと思っております。

それから最後のご質問ですが、いくら、どうするのだという事については、旧水上で言いますと、ピークに比べて現在の宿泊施設が2分の1になっていると言われております。

これはピーク時と現在の観光ニーズが変わってきたということがあろうかと思っておりますので、ピーク時まで戻すのだという議論は実効性がないと思っております。

今回のDCを行うに当たって、どのくらいのターゲットにするのかというご指摘がありました。これについては、今までのDCの経過で新潟県がどのくらいだったとか、他の地域がどのくらいだったとか、あるいは新潟の中でも市によって色合いが違うなど、いろいろとありますけれども、DC開催時に何割増やしたかということは、その後の減少のベースになるだけだろうと思っております。

したがって、DCについては、先程お答えいたしましたように、地域の人が観光資源を磨き上げ、地域づくりにつなげていくということが重要だと思っております。

敢えて、今のご質問については今後十分に検討をいたしますけれども、やるとすれば、今、ますます減っている先程ご説明した前年対比97%だとか、90%ということであり、これを少なくとも100%にはしたいと、その100から上、110が狙えるのか、115なのか、これについては専門家の意見も入れて、あるいは今、磨き上げています企画で、それぞれどれだけお客さんを捉まえるのか、具体数字を積み上げたいと思っております。少なくとも、前年対比90%台という数字にはならないようにするというのが、ともかくそこに目標設定をして、そこに力を集中するということが必要な時期だろうと思つ

ております。

議長(久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 今の町長の返事の中から、今現在は数値目標はないのかなということが分かりました。

100万人が例えば、150万人になれば、50億円、この町内にお金が増えるわけですね、落ちるお金が増える。そういう中のお金は旅館経営者、それからそこで働くパートの人たち、それからそこで働く食材業者の人たち、また途中でいろいろな所で食堂なんかで食べたり、たくみの里なんかに行けば、そういう所でもものすごく町民の収入増になります。

やはりこれだけ重要な観光産業に対して、きちんとした中長期的な数値目標を今まで持っていなかったというところが、手落ちかななんて思いますね。

やはりこれを機会にきちんとした目標ですね、いろいろトヨタとか、日産とかも何年後には売上をどのくらいにするとか、そういうことを立ててですね、一生懸命努力していますので、町としても観光課がありますので、その中、観光課を中心にですね、きちんと検討をしてですね、マイナスになったのを取り戻す、100に戻るというよりはもう少し積極的な数字、1.2倍、1.5倍になるように、すぐ、1年後には難しいかもしれないんですけども、4年後には増やそうという積極的なぜひ数値目標をきちんと掲げた長期目標を策定してもらえればと思います。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長(岸良昌君) 今のお話でございますが、壁に数字を貼って、それに向かって努力するというのは一つの手段だと思います。

とは言いながら、今ご指摘がありましたように、観光業というのは個々の企業の集合体として観光は成り立っています。もちろん、最初の答弁で申し上げましたように、農業についても、その他の商業についても、我がみなかみ町については、観光客というものに相当大きく左右されるというのはその通りでございます。

敢えて申し上げますと、それぞれ我が旅館は、今年100を120にする、150にする、それは個別の企業体で目標を具体的に設定して努力していただいているのだろうと思います。それを町全体でどうするかという事については、今この切り口で、こういう部分について、非常に地域はまとまっている、あるいはこういう事について観光客の反応が良い、そういう事について支援をしていくのが町の役割だと思っています。

つまり私が、ひとまず100を維持したいと申しました。ここで町が、120%という目標を書いたということで観光客が本当に増えてくれるならば書きます。そういう事態ではないであろうという事を率直に申し上げさせていただきただけです。

とは言いますが、先程も申し上げましたように、「目標はこれだ!」と、みんなで頑張ろうという設定の仕方もありますので、これは観光協会が中心になろうかと思いますが、それぞれの構成団体が意思決定をしていく事について、町としても例えば、120なら、120ということで皆さん考えてみて下さいという、提言の仕方はあろうと思います。

私の個人的感覚だけではなくて、町の役場職員、あるいは観光協会、あるいは関係者等と意見統一する中で何らかの目標設定が出来ればいいなど、それは思っておりますので、やらせていただきます。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番 (島崎栄一君) 観光協会ですね、担当する人たちが交替しまして、見違えるようになったと思います。一生懸命やってもらっているという中で、町としても、先程ありましたけども、ちゃんと目標を掲げてですね、そのためにはどうしたらいいんかっていう努力をすべきだと思います。

財政については、長期的に職員の数を240人、10年でしたっけ、ちょっと正確な年数は分かりませんが、何年度までに予算規模を100億円以内にするとか、そうしなければ、なかなかこれは難しいぞっていうことで、きちんと長期計画を立てていると思いますけれども、観光産業についてもですね、やはりそういう目標が今までなかったっていう事の方が、これだけ重要な産業に関わっている町としてですね、おかしかったんだと思いますので、そこの認識をですね、まあこれから改めたっていうとあれなんですけども、これからですね、みんなで頑張るといってぜひきちんとした長期計画を立ててですね、頑張ってもらいたいと思うんですけども。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 町については、目標はございます。一つの運営体ですから、責任を持って、そこに持って行かなければならない、努力をしなければ行けない。一つの運営体としての有機性があるのでその通りだと思います。

観光というのは、産業の総体でございますので、答弁の繰り返しになりますので、これ以上は言いませんけれども、先程申し上げたとおり、その皆さんの意見をまとめる中で、こういう方向に持って行くのだと、それを一緒に決めていこうじゃないかと、決める中でお互いに努力すべき事を明らかにして行こうと、これは重要なお指摘だと思いますので、勉強させていただきます。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番 (島崎栄一君) そうすれば、これで以上ということで、どうも有り難うございました。

議 長 (久保秀雄君) これにて11番島崎栄一君の質問を終わります。

議 長 (久保秀雄君) この際、休憩いたします。13時00分から、再開いたします。

(11時30分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順序第2 5番 阿部 賢一

- 1. 人事評価制度について**
- 2. 住宅リフォーム助成制度の創設について**
- 3. 口蹄疫対策について**

議長（久保秀雄君） 一般質問を再開いたします。5番阿部賢一君の質問を許可いたします。
5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 議長の許可をいただき、通告にしたがいまして一般質問をいたします。
はじめに、人事評価制度の導入について、質問いたします。

まず、「平成21年度予算と財政のあらまし」の中における人事評価制度についての文章を朗読させていただきます。

地方分権の受け皿作りと自治能力の向上ということで、「地方分権が伸展し、自治体の能力の違いが行政サービスや地域の活力に直接的に影響するようになりました。今後、市町村が限られた財源でサービス水準の維持、向上を図るためには、より効果的な行政運営を行わなければなりません。これまでの行政運営の見直しや役場職員の資質向上といった自治能力の向上が求められる時代になりました。人事評価制度、役場職員に求められる意識、姿勢、能力、行動を明確にし、職員の資質向上に努めると共に組織力を強化する取り組みを進め、質の高い効果的な行政サービスの提供を目指します。平成23年度までに全職員を対象に人事評価を実施します。」これが平成21年度の全戸に配布されました「予算と財政のあらまし」で謳っている文章であります。

多くの町民の人たちが、これを目にしまして、制度導入には一定の評価をいただいていると思いますし、かなり期待をしている声を聞いています。

しかしながら、この制度を導入することによって、どのような効果があるのか、また職員の意識改革にどのように結びつくのかということが期待されているわけですが、身内に甘い評価であったり、ただ制度を導入しましたということでは、意味もなければ、町民からの理解は到底得られないと思います。

人事評価制度をせっかく導入したわけですから、町民の目に見えるような意識改革、資質向上がどのように良くなっていくのかを説明しなければならないと思います。

今後、これをどのように取り組んでいくのか、町の考えをお尋ねいたします。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

3月定例会において、原澤良輝議員が新築に対する助成制度の質問をされています。

多少、重複する部分もあるかと思いますが、今回、私はリフォームに対する町独自の制度を創設してはということで質問いたします。

この制度は全国でも広がっている制度であります。もちろん、新築住宅の建設を増加させることは重要であると認識していますが、先般の経済状況を見ますと、なかなか新築の住宅ローンを組むというのは厳しく、先日の全協で島崎議員の発言もありましたように、民間企業だと金融機関も住宅ローンを組むのが難しい、公務員なら何とか住宅ローンが組めるという話があり、地元業者を使っただけよう意見が出されました。

それとかなり重複する部分があるかと思いますが、私は新築ではなくて、新築は無理だが持ち家の改修、お子さんの子供部屋が欲しくなったから部屋を作り直すとか、台所が古くなったから部分的に改修したいといったものに対する町単独の助成制度を設けたらどうかという提案でございます。

本制度は、県内では明和町と中之条町で創設しています。

中之条町については、年間予算が200万円で、助成上限が10万円という制度で、捻出をすれば、到底難しい話ではないのではないかと思います。

また子育て支援をしている中で、子育て世代のリフォームをしている人については、子育て世代には上乘せをするという独自の制度を設けている自治体もあります。

この制度を導入創設することにより、町内中小企業の仕事確保と地域経済活性化にもつながり、尚かつ町民の方にも喜ばれる制度であると考えます。

この制度を創設する考えがあるのか、町の考えをお尋ねいたします。

次に、3点目であります。社会問題にもなっております口蹄疫対策についてであります。

今朝のニュースでも、宮崎県内有数の和牛産地であります都城市において、3頭の感染が確認されたという報道がされました。

雇用問題にまで発展している酪農経営者もございます。これは対岸の火事の話ではなく、町内においても月夜野、新治地区においては、養豚、酪農、繁殖和牛農家が多数経営に従事されています。間接的ではありますが、宮崎県の種牛の精液が人工授精液として、本町にも供給され、それを受精された子牛が渋川市場で高い評価を受けているというのはご承知のことと思います。畜産経営をしている町民がいる以上、まるっきり心配がないわけではありません。

現在、町内で口蹄疫に対する防疫体制、今後の取り組みについて、どのような考えでどのように対応するつもりなのか、お伺いして第一回目の質問といたします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 阿部賢一議員の質問にお答えいたします。

人事評価制度の目的については、町内に配付した資料を再度参照していただきましたので、その通りでございます。

地方分権の中で、それぞれの自治体の運営能力の差というものが、サービスの維持であるとか、あるいは効率的な町村運営という所に地方自治体に響いてくる時代だと、これはご指摘もありましたし、書いてありますとおりの認識を私も持っております。

現在の導入状況から説明させていただきますと、「人事評価制度」については、管理職へは昨年度から試行として導入しています。また、一般職についても、今年度評価制度の設計及び試行導入を予定しているところであります。

なお、本格的導入については、平成24年度を予定しているところであります。

人事評価制度は、昨年度5月に策定しました「みなかみ町人材育成基本方針」に基づき制度設計され、人材育成の一つの手段として運用していくというものであります。

すでに議会でもご説明をさせていただいたところでありますけれども、職員自らが目指

す「職員像」を定義しまして、その「職員像」に近づくために最も求められる意識として、「すべては、町民のみなさんのためにある。」という形で明記してあります。

制度については、今申し上げたことを念頭に置きまして、行財政改革のビジョンに向かって改革意識に取り組む、「可能性」を追求し、「やる気」があり、限られた財源で効果的に「仕事の目的」を達成するために創意工夫し、今申し上げました事の中で町民のみなさんから好感をもってもらえる職員を育成する観点からの制度であります。

今、身内に甘い評価という言葉が出たのですけれども、人事評価制度については今申し上げたような趣旨でございますので、身内に甘いという言葉はちょっと明確ではないと思っておりますが、何れにしても、すべての行政判断を行うときに町全体を見て、町民全体のことを考えて判断していく、そういう能力を持った職員を育成するというのが人事評価制度の主目的だと理解しております。

次に、**住宅リフォーム助成制度**について、ご指摘がございました。

まず、新築については難しいのではないかというお話があったとおりであります。

若干、申し述べさせていただきますと、平成21年度の新築件数は、一般住宅は45軒、共同住宅が2軒、店舗併用住宅が2軒ということで、非常に少なくなっています。

また、増築という形で見ましても、一般住宅が7軒、店舗併用住宅が2軒ということで、増築とか、新築という規模の物になりますと、58軒が年間に増改築されているということです。町内にあります総家屋数が2万2600軒と言われておりますので、新築、あるいは大規模増築が少ないという状況でございます。

今、お話がありましたように、少子化、高齢化が進んでいることであるとか、町内2万2千人の人口の中に、2万2千軒以上の家屋があるということで飽和状態にあるということもあろうかと思えますし、景気の低迷、年金や雇用の先行き不安と言ったようなことが原因であると思っております。

したがって、基本的には、大規模増築・新築については、今言ったような問題の解決がなければ相当難しいだろうと思えます。

一つ申し上げますと、国でも住宅政策については、実際に公費として必要な物に比べて上手く動けば、経済効果が大きいということで、各種の施策が打たれたところですが、例えば、従前の住宅金融公庫、今のURですが、そこで言うと實際上、融資が100%近く新築については受けられる、また償還についても各種制度があるということで、相当力を入れて国の制度があるわけですが、はかばかしく進んでいないというのが実態だと思います。それは先程申し述べた理由だと思っております。

具体的に増築についてどういう支援があるのかをお調べいただいておりますように、非常に多くの自治体に取り組んでおります。

簡単に見させていただきましたけれども、ご指摘のあった勤労者であるとか、子育て世代というのを特定した制度もございまして、特に多いのは上下水道設備のつなぎ込みを増やすために下水道であるとか、浄化槽との関連でのリフォーム的な物に対する支援というのが全国的には非常に多いようでございます。近隣では中之条町の話がありますが、先程、お話がありましたのでここは省略させていただきます。

例えば、5%の助成だと20倍の波及効果があるのだと思いますけれども、例えば、5%で支援をするといったときに、それがリフォーム等をどこまで刺激できるのかということについても逆に疑問があると思います。

しからは、100万円程度の小規模リフォームに対してはどうかということでございますけれども、100万円程度、例えば、それに5万円を上限に補助をするといった様なことが想定できますけれども、そうしますとリフォームに対して非常に頻繁に起こる可能性もありますし、例えば、500万円で直すときに、100万円を5回に分けて出せばいいのかといったようなことがあるので、どういう縛りをつけるか、どうすればどの目的に合致するのかという行政施策をもう少し明確にしなければいけないと感じている次第であります。

今、ご指摘にありました経済状況、新築が動かないということで、町内にあります大工さんだとか、設備、内装、そういう方々の仕事が減っているというのは事実でございます。

この辺について、どういう形でご支援を申し上げるのが良いのかということについては、必要性を感じつつ、尚どうい制度が良いのか、暗中模索というのが実態でございます。

今の阿部議員からご指摘もありますし、また他の考え方もあろうかと思ひます。

いろいろお聞かせ願う中で、これはという施策が組めればと改めて思っている次第でございます。

端的に地元業者の仕事を増やすということと言ひますと、実際にそういう業に携わっている方々に何らかの形で効果的な対策、それが例えば、組合的なものであるとか、あるいはそういう方々に組織をお作りいただいて、何か具体的に発注するとか、いろいろな方法があろうかと思ひます。

端的に申し上げますと、直接地元業者さんを支援する制度というものを作るような振興計画等々をそういう方々にご相談をして、こういう事だったら出来るし、効果が高いというのを求めていると思ひしております。

今、阿部議員からご提案いただいた事も一つかと思ひますけれども、検討する事項が多いと思ひますので、地元業者の支援育成という観点から、何か適切な案が出てこないかと思ひしているところでございます。

また、議員各位のご意見を聞きながら、一緒に施策を練って行ければ有り難いと思ひしております。

3点目として、**口蹄疫対策**についてであります。

若干、数字を述べさせていただきますと、4月20日に宮崎県内で口蹄疫の牛が確認され、最新のデータとして6月8日現在、宮崎県内で259例で、殺処分対象頭数が、牛が3万3千頭、豚が15万2千頭という状況で非常に深刻な状況になっております。

口蹄疫の発生に対して、町の対応ということでございます。

もう皆さん、ご存知でどこまでお話しする必要があるかと思ひしておりますが、空気伝播などにより、急速に拡大する急性伝染病であります。また、今回のものについては非常に伝染性が高いということが言われております。何れにしても、異常家畜の発見から防疫対応をとるまでの初動防疫がいかに迅速に出来るかが、蔓延を防止する観点から極めて重要

であると改めて言われているわけでございます。

今、町で行っていますのは、既に行った事を申し上げますと、畜産農家に対して、畜舎に出入りする時の長靴の消毒や農場に出入りする車両の足回りの消毒など予防策について注意喚起を行いました。また、普段から家畜の状態観察を頻繁に行っていたら、異常が見られた場合には、直ちに獣医師か家畜保健衛生所、もしくは役場に連絡していただくように周知をしたところでありります。

現在、町が把握している酪農家、繁殖和牛農家、養豚農家、山羊飼育農家、全てに5月27日までに周知が完了したところでありります。

一方、町が把握していない、いわゆる業としてではなく、例えば、羊などをペットとして飼育しているとか、そういうこともあろうかと思っておりますので、広報みなかみ7月号に掲載して、改めて一般の方にも周知したいということで動いております。

現在、利根沼田家畜保健衛生所を中心にしまして、関係市町村、農協、農業共済などが一体となり、口蹄疫防疫対策会議を逐次開催しているところでございます。

具体的に配付も始まっておりますけれども、薬剤配布や消毒体制などの対応を進めているという状況であります。詳細が必要であれば、追記しますが、既に戸当たり一袋の消毒薬だとかの配給が始まっていると聞いております。

もし町内で発生した場合、処分が生じたときにどの程度、どこで出来るのかについては、宮崎県の反省に立ちまして、群馬県としても取り組んでいるところであります。

町内で発生した場合には、農水省が「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」を定めておりますので、それに従って対処することになります。

県庁に農政部長を本部長として対策本部が設置され、移動制限区域や範囲、消毒ポイント場所、汚染物品の処理方法などが決定されます。

発生した町村、現地には県で設置する現地対策本部が設置され、市町村や関係機関との連携を図りながらやっていくということでありります。

町においては、町長を本部長、副町長を副本部長に、各課長・支所長を対策員として、対策本部を設置するという体制については、定めているところであります。

何れにしても、初動が大切だと思いますし、早期把握というのが重要です。

その点で申し上げますと、県の方で、宮崎県の発症後、群馬県下のすべての牛・豚の飼育農家の緊急調査を行いました。結果として、異常は認められていないというのが現段階でありますけれども、気を緩めることなく、引き続き畜産農家等との情報交換を密にしながら、推移を見守るということでございます。以上、第一の答弁とさせていただきます。

議長（久保秀雄君） 5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 住宅リフォーム助成金制度についての必要性というものは、町長もそういう考えをお持ちだということでありります。

効果とか、いろいろ研究しなければならない部分がたくさんあるということは、私も承知しての質問だったのですけれども、ぜひこういう制度が必要だということで、前向きにいろいろ研究する中で取り組んでいただきたいと思います。

次に、口蹄疫についてでありますけれども、実際にはそういうことがあってはならないのですけれども、関係機関と連携する中で万全を期して、防疫体制を整え取り組んでいただきたいと思います。特に担当課であります農政課の方に強く要請をさせていただきます。

人事評価制度についてですが、24年度までには全部予定という事なのですけれども、この評価という言葉がある以上は、誰が評価するのかとか、評価がどのような形で反映されるのか、意識改革ということで、私も過去にいろいろと苦情を耳にしております、その都度、副町長が総務課長時代におつなぎさせていただいた事がございます。

極端な話、長野県下條村の例を申し上げますと、あそこは小さい自治体ですが、民間企業で職員を研修させ、意識改革につながって、職員もやる気が出て、民間がこんなに頑張っているのだから、我々も頑張ろうという意識改革が成し遂げられたという話も伺っています。

これから平成27年度まで240人体制を目指すときに、急がず、さぼらず、前例踏襲という悪い言葉が、ときどき新聞で謳われますけれども、そういう事では、とても町民の方から理解を得られませんし、なかなかそれで今の住民サービスを維持していくというのは難しいという思いがしております。

具体的には、前段で申し上げました、総ての職員に制度導入したときに、もちろん職員には目標を持たせるのだと思うのですが、誰が、どのような評価をして、どういう形で具体的に反映するつもりがあるのか、具体的に説明をお願いします。

議長（久保秀雄君） 総務課長木暮勤君。

（総務課長 木暮 勤君登壇）

総務課長（木暮 勤君） 人事評価制度を活用して、今回人材育成を行おうとしております。

人材育成については、他にも阿部議員からもお話がありましたように、民間への研修、派遣等という方法も今回の人材育成の中には謳われておりますので、今後はそのような形でさせていただきたいと思っております。

まず、人事評価の目的については、職員一人ひとりがより良い仕事ができるように、その現状を診断し、向上のための対策を見出して実施することにあります。

先程、阿部議員からご指摘がありました、2つの方法、シートを用いて、昨年管理職は実施したのですけれども、一つが個人目標マネジメントシートと言いまして、例えば、一つの仕事に対して、今年はこれだけやりたい、それに対してどれだけ出来たかを自己評価します。その自己評価に対して、今度は上司がそれを見て、ではその自己評価に対して評価をします。

もう一つ能力評価シートというのがありまして、例えば、先見性だとか、コミュニケーション性だとか、判断、決断力だとか、勤務体制だとか、勤務態度だとか、そういうシートもありまして、それについても本人が、まず自己評価をして、それに対して上司が判断をして、そして最終的に期末面談をさせていただきます。

上司と職員との中で、お互いに話し合った中で、方向性を出して、人材育成をしていきたいという流れであります。

議長（久保秀雄君） 5番阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君登壇)

5 番(阿部賢一君) 今、総務課長から説明を受けましたけれども、そうしますと人事評価制度の窓口というのは、総合政策課ではなく、総務課で良いという事ですね。

総務課長(木暮 勤君) はい、そうです。

5 番(阿部賢一君) はい、分かりました。

人材育成、これはとても大変な事だと思います。なぜ、こういう質問をしたかと言うと、町長の正月の年頭挨拶の中で、職員は町の宝だという言葉が謳ってありました。もちろん、その通りであります。やはりみなかみ町の職員がどこに行っても、輝く、そして優秀だというふうに思われたいから、こういう質問をさせていただいたわけです。

せっかくの機会ですので、一つだけ申し上げたいのは、皆さんの耳には痛い話かもしれませんが、私の所に届けられた悪い話をこの機会にさせていただきたいと思います。

一部の職員だと思うので、全員ではもちろんありませんが。一部の職員のこういう対応のために、もう役場には行きたくないというかなりの町民の方がいるのだと思うのですよね。

この方はたまたま私に言ってきてくれたので、まだ言ってくれる人は大変有り難いと思います。この話を聞いたときには「大変に有り難うございます。」とその方にはお答えさせていただきました。

これは70歳代のご婦人のお話なのですけれども、何か分からないことがあったから、もちろん役場に聞きに行ったわけですね。支所に聞きに行きました。運転が出来る方なので、ご自分の車で支所に行ったそうです。分からないことがあったので、支所の職員に聞きに行ったわけです。そうしたところ、支所の職員の対応は、「これは、ここでは(支所)扱っていません。分からないから、本所に行って聞いて下さい。」ということだったそうです。

このご婦人も分からないから、支所に聞き来たのに、そういう対応で良いのですかと言ったのだそうですが、もう頭に来てしまって、その後、もう何も言う気になれなかったそうです。

こういう対応は、民間ではとても考えられない話ですよ。民間であれば、「お時間ありますか。時間があれば、かけてお待ち下さい。本庁に問い合わせてみます。」そこで本庁に職員が電話をして、これこれこういう案件で、こういう不明な点があって、問い合わせがあるのですけれどもと電話を取り次いであげるとか、「分からないから本庁に行って聞いて下さい。」とは、これほど町民をお楚々に扱う職員がいるということ、私個人もその話を聞いたときに大変に寂しい思いがしました。

だから、町民の皆さんが、この人事評価制度の導入というものを高く評価してくれたわけですから、私も思いきってこういう話をさせていただいたわけです。

まだまだ例はあるのですけれども。代表的な例を紹介させていただきましたけれども。

こういう事の無いように、こういう対応をする職員は率先して、半年でも1年でも民間企業の窓口に出すべきなのですよ、出すべき。そうでなければ、変わらないのですよ。

もし、氏名なりが必要であれば、それはこういう公の場ですから、職員の人権もありま

すから、差し控えさせていただきます。そういう厳しい意見もあるということです。

宝くじ売り場の長蛇の列で、窓口対応をするわけではないのですから、町民一人ひとりが分からないことがあって窓口に来るわけですから、町民目線で立場を逆に考えてみれば、一番簡単なことなのですよ。分からないから聞きに来ているのだから、親切丁寧に笑顔で対応をするという気持ちを持っていただきたいと思います。

他にもあるのですけれども、その辺については詳細を総務課長の方にしっかりとおつなぎさせていただきます。

草津町の黒岩町長が、職員を前にされた就任挨拶が上毛新聞に掲載されておりましたので、少し紹介させていただきます。草津町もみなかみ町と同じで観光の町であります。黒岩町長はご承知のことと思いますが、「行政は、最大のサービス産業である。庁舎を訪れる人々に『いらっしゃいませ。』の言葉で迎えて下さいという話を職員にしました。」「いらっしゃいませ。」というのはちょっと大げさですけども、「ご苦労様です。」とか、笑顔で対応する姿勢というのですか、そういう教育をしていただきたいと思います。職員のためでもあるし、町民のためでもあると思います。

決して、役場職員が悪いというのではなく、さらにもっと良くなってもらいたいから、こういう質問をさせていただいているところであります。

端的に伺いますが、町長、私が悪い例を上げましたけれども、その話を聞いた率直な感想をお聞かせ下さい。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 具体的にお話を聞かせていただきまして、まさにこれからどう改善するのかという材料として、非常にプラスの材料を提供いただいたとっております。

人材育成のところでも申し上げましたけれども、「総ての行政判断において、町民全体を考える、町民のために。」とっております。

敢えて、申し上げますと、民間の例が出てまいりましたが、民間については窓口を固定して、対外的な化粧している、端的に言うとそういうことがあります。

先程、例示されましたけれども、接客という形で言うと、総てマニュアル化されて中身が伴っていない問題を起こさない対応というのはあります。

市町村の中でも、町民サービス課というのを作って、そこはただ聞き置くだけ、そういう組織を作って対応している所もあるとっております。

今後、支所機能をどうするかという時に、そういう議論も出てこようかと思っておりますけれども、私はできれば避けたいと思います。

今、阿部議員がご指摘の本意でございますし、人材育成の本意でもあります「総ての段階において、町民のことを考える。」という意識が全職員にあってもらいたい。民間で言うと、銀行などをいうと分かりやすいと思いますが、窓口はニコニコしていて、そこで受け取ったお金をどこで使うかと言えば、そこは窓口に来た人のために使おうとは絶対思っておりません。どこで儲かるかって考えている、そういう町政ではまずいと思いますので、人材育成の観点と、総ての職員が気を付けなければいけないということで難しさはありますが、今町議がご指摘されている事、そういう方向で全職員が対応できるような体制

を作っていきたいと考えております。

議長（久保秀雄君） 5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） ぜひ、そういう形で取り組んでいただきたいと思いますし、これから2万2千人の町民のために、職員を240人体制にしようという覚悟の上での人事評価制度の導入だと思います。

町民も期待をしているところでありますし、導入したから、こういう所が良くなった、こういうふうに関わりも変わりましたということの是非とも町民の皆さんに24年度の後に良い前向きな発展的な説明が出来るように期待しております。

最後に、町民目線で親切な対応を心がけていただきたいと思いますということをお願いして、一般質問を終わります。

議長（久保秀雄君） これにて5番阿部賢一君の質問を終わります。

通告順序第3 16番 鈴木 勲 1. みなかみ町基幹産業の発展には

議長（久保秀雄君） 次に16番鈴木勲君の質問を許可いたします。

16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回、子宮頸がんワクチン接種の助成についてと、町の基幹産業についての2点を質問する予定でありましたが、既に子宮頸がんワクチンについては予算化をされましたので取り下げました。1点のみ質問させていただきます。

みなかみ町基幹産業の発展を図るにはということであります。

日本国内における食品の安心・安全が叫ばれる今日、国内産の食材、食品に消費者の目が向いております。その中で、日本の食糧自給率が40%という実態は変わっておりません。このことは、国産品と輸入品との価格差が大きいことではありますが、食糧生産基地である農山村の人がいない事が一つの起因になるのではないかと思うわけでございます。

森林の手入れという環境問題とも相まって農村の過疎化・高齢化の波はとどまることを知らないわけでございます。放棄された田畑が数多く見受けられるようになってきました。この解決には若者がみなかみ町で生活できる環境づくりが是が非でも必要であります。

特用林産物は、中山間地域における貴重な収入源であります。ふき・わらび・たけのこ・わさび・きのこ等の生産地をそれぞれエリアとして設定し、増産に結びつけ収入増大を図ることが肝要と思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 鈴木勲議員におかれましては、子宮頸がんワクチン接種についても質問を

される予定でしたようですし、予算に計上してございます。委員会の審議等でどういふところまで、どうしようとしているのか、具体的に確認いただいご審議願えれば有り難いと思っております。

基幹産業、特に町の特用林産物の生産についてのご質問でございます。

現在の生産状況であります、シイタケの栽培を主に生産がなされているところでありまして、自家用で栽培をしている農家は相当数おられると思っておりますが、販売農家という点で限って見ますと、価格低迷や後継者不足などにより、激減しているのが実情であります。

シイタケ以外のキノコ類の生産状況は、ヒラタケ、シメジなどが生産されておりますが、生産量はごく少量で自家消費が大半を占めているのが実情であります。

直売所などが多々ありますので、一部直売所等を通じ販売されている現況であります。

キノコ類以外の特用林産物としては、フキ、ワラビ、タラノメなどの山菜がありますが、これらも全く同じ状況で、それぞれ直売所等で販売されているということでもあります。

ご指摘のとおり、本町は90%を山林が占めており、いわば特用林産物の宝庫となりうる要素を備えているわけです。価格の低迷や高齢化・後継者不足など問題になっており、放置森林・不耕作地が増加しているという状況でございます。

その中で、やはり森林の手入れについては、地球温暖化防止の視点という面もありますし、極めて重要だという認識がさらに高まっており、森林の整備を現在進めているところであります。

森林の整備、また耕作放棄地の解消の手段としても、それぞれの地区、風土にあったいろいろな特用林産物の栽培、その他の農作物などを組み合わせて栽培するといった中で特用林産物の活用というものが大変に重要でございますので、今申し上げましたような視点を入れながら、研究したいと考えております。

一方では、食育基本法が制定されて、食に対する関心が高まる中で、自然食品、健康食品への志向も高まっておりますので、シイタケ等のキノコ類や、ワラビやゼンマイなどの山菜類の人気も上がってきております。また、町内にはいくつか道の駅がありますし、そこでは農産物直売所も設置されており、販売ルートもあります。

農家が手軽に取り組みやすいという条件もあると思っておりますので、ぜひ支援し、進めたいと考えているところでございます。

総合的に申し上げますと、森林資源の有効活用やキノコ等の特用林産物の生産振興を図るよう、県の補助事業である特用林産物生産活力アップ事業等を活用し、生産・出荷施設の整備やシイタケ原木の共同購入といったものを支援し、生産基盤を充実させ増産につながるよう支援していきたいと考えております。

以上で、第一質問の答弁とさせていただきます。

議長（久保秀雄君） 16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 21年の本県キノコ類の生産額は、生シイタケでは数量4947トン、38億6600万円ということでもあります。マイタケでは1716トン、金額で11億6千万円、ナメコについては1609トンで6億4千万円、シメジ、エノキ、ヒラタケを含め

て、総合計で県産1万2220トン、金額で72億円というのが、キノコの生産数量であります。

中山間地における貴重な菌茸類の収入財源です。キノコ産業を取り巻く状況は、食の安全・安心の関心の高まりと同時に、健康志向が高まっており、みなかみ町には原材料となるナラ、クヌギ、サクラ等の原木がたくさんあります。そういった意味で、材料を活用して、みなかみ町をキノコの里にしたらという考えが浮かぶわけでございます。

そのためには行政と生産団体が一体となり、キノコの品質、生産性の向上のための栽培、研修などを開催して、消費者が求める安心安全、新鮮なキノコを安定的に生産供給できる体制の構築こそ、みなかみ町がキノコの里として世の中に宣伝できると思っておりますが、この考えについて、町長の考えをお聞きします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 最初の答弁で申し上げたとおりでございますが、キノコや山菜などが非常に人気が出てきている、そしてまた、みなかみ町がそういう材料等には事欠かないということでございますので、今お話しがありましたように、それぞれの生産団体と緊密に連携相談いたしまして、どうすれば増やしていくワンプッシュになるのか、各団体や生産者のお話を聞いて、支援として最も有効な方法を検討していきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、町にとって非常に潜在性があり、そしてまた生産が増やせるのだ、あるいは販売場所もあるのだろうということでございますので、適切な方法で適切に支援するという前提で検討を進めたいと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番 (鈴木 勲君) 最初の質問が、町の基幹産業ということでありますので、町の基幹産業はやはり観光と農業であります。

観光は、来年7月のデスティネーションキャンペーンに向けて、JRと連携し受入体制を整備していると思っておりますが、観光資源の掘り起こしも大切なと思うわけでございます。

温泉地にカランコロンという下駄の音が響くように活気を取り戻して欲しいという感じがするわけでございます。

今年は、プレDCでございますが、このプレDCの広報宣伝は、どのように実施されるのかをお伺いいたします。

もう1点として、農業については、果樹、特にリンゴ、サクランボについては全国的に月夜野の名声は響いておりますが、トマト、キュウリ、果菜類につきましては、味が良いということで、京浜市場から評判が良いようでございます。また、米についても、月夜野、新治の米は美味しいという評判を得ております。

良い物は伸ばし、改良すべき物は努力をして良い物を生産するというところで、みなかみ町の名を世間に知らしめるためにも大いに努力し、収入増大しなければと思うわけでございます。また、月夜野と新治の和牛についても名声を轟かせておりますので、この際、農政通の町長でありますので、みなかみ町の農業について、もう一度、考えをお伺いします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 質問通告の範囲を超えているかと思えますけれども、議長の許可をいただきましたので答弁させていただきます。

DCについては、先程も申し上げた通りでございます。町の魅力を打ち出していくということでございますし、基本で何度も申し上げておりますように、町の主要産業の観光というものは、農業とタイアップし、農業の美味しい物をどう提供するか、そして前段のご質問でありましたキノコや山菜、これはそれぞれの旅館という単位で努力していただいていると思えますけれども、地域の特徴ある物を提供するということによって、来た人に喜んでいただいているのだと思えます。

そしてまた先程も申し上げましたとおり、訪ねてきてくれた人が、それぞれの道の駅であるとか、観光地で農産物を扱っている所に寄っていただいて、それぞれの場所で山菜や野菜、米などを買っていただいて、それが良い物だというのは徐々に広がっているというのが現段階だと思っております。観光、当然農業とリンクしている訳でありますし、農業が観光に支えられ、観光が農業に支えられているということだと思えます。

今のご指摘どおりだと思えますし、DCで特に強調していく組み手立てとしての企画が60ほどあります。その中に農産物や地域の特徴ある産品という物をリンクさせていくという事についても、関係団体、関係者と協議をして、上手く入れていくという事については当然のことだと思っております。農業については、今申し上げたとおりであります。

米についても、美味しい物が出来ている、これについては、さらにその生産者を増やし、大々的にピーアールしたいと、これはこれで思っております。

なお、地区の農業というものは、果樹栽培を例としますように、観光と結びついて高付加価値が付いているということでもあります。特産林産物についても、今申し上げたとおりでございます。このような総合的な取り組み、最初の島崎議員からの質問とも重なりますけれども、観光とそれらのものを上手くリンクしていく中で、町全体の活力を上げていくということだろうと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番 (鈴木 勲君) 町長から、縷々ご回答を得たわけでございますけれども、特に今、当町においては、道の駅を利用した直売所の活用が叫ばれております。

新治地区のたくみの里、月夜野地区のは一べすと、水上地区の水紀行館とありますけれども、それらを拠点にいろいろと農業生産の増収が図られることをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

議 長 (久保秀雄君) これにて16番鈴木勲君の質問を終わります。

議 長 (久保秀雄君) この際、休憩いたします。14時00分から、再開いたします。

(13時50分 休憩)

(14時00分 再開)

議長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順序第4 10番 原澤 良輝 **1. 国民健康保険税を引き下げるについて**
2. 指定ゴミ袋の無料化について

議長 (久保秀雄君) 次に、10番原澤良輝君の質問を許可いたします。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 通告に従い、一般質問を行います。

国民健康保険税を引き下げるについてです。

地方自治法第1条には、自治体の仕事を「住民の福祉の増進を図ることを基本とする。」と書いてあります。

民医連の「国保死亡事例調査」では、国保加入世帯で経済的理由によって受診が遅れ、死亡に至ったと考えられる事例が08年度に31件あったと報告されています。

払えないほど高すぎる保険料と重い窓口負担が死亡事例を引き起こしたと言われております。昨年12月から2月に実施した町民アンケートでも、国保税が「高すぎるので軽減してほしい」との回答が8割を超えていました。

「同一世帯でありながら、扶養から外され、国保税を払っていますが、2世帯分を支払っているようなものです。軽減をしてほしい。」とか、「病院への支払いが、多い月で2万円以上掛かります。好きで病院へ行くわけではありませんが、これ以上悪くならないようにと言っている。手術後は働きたくても使ってくれる所がない。せめて国保だけでももう少し安くないかと思えます。妻もパートで頑張っています。」

これはアンケートに記入された町民の悲鳴だと思えます。

出納期間が5月末で閉鎖されました。21年度の国民健康保険会計が、3億1千万円の大幅な黒字になりました。

原因としては、①として、国保税を28%も大幅に引き上げたこと。

②として、国の交付金が増えたこと。③として、インフルエンザ流行に備え、町民が予防に努めたため、医療費の支払いが前年並で済んだことなどが上げられます。

この結果として、加入者は28%の値上げ分を負担しました。町も「28%分と同額」を繰り入れて約束を果たす必要があると考えます。

加入者負担分は、28%で1億7609万円と思われまます。町の特別繰入は、7千万円だけになっています。合わせても2億4609万円です。3億1千万円の黒字が、いかに大幅な金額かがご理解いただけたらと思えます。

値上げしなくても、特別繰入をしなくても、6391万円も黒字になるという計算になります。

先程、原因の一つとして、インフルエンザ流行に備えて、町民が予防に努めたため、医療費の支払いが前年並で済んだという事を上げましたけれども、担当した職員が、こうした予防に対する努力には心より感謝申し上げます。引き続き、健康増進や予防事業をよろしくお願ひしたいと思ひます。こうした施策を続ければ、今年度も、来年度も医療費が抑制されるのではないかと考えます。

21年度の国民健康保険会計の黒字分と、本来町が28%繰り入れる額を合わせて、国民健康保険税を引き下げてくださいたいというのが、私の質問です。

加入者が納入した国保税総額は、20年度の6億6847万円から、今年度は8億5390万円に増えました。加入者一人当たりになれば、5万7900円の増加になります。

加入者の値上げ負担分が1億7609万円として、町が約束どおり、加入者と同額の1億7609万円の特別繰入をすれば、黒字額については、4億2609万円になります。

国保加入者は約8200人なので、若干動くと思ひますけれども、3つに分かれているのを分かりやすく均等割分を一人当たり3万円引き下げられます。

4万円引き下げても約1億円が基金に積み立てられます。2人家族では6万円、4人家族で12万円の引き下げが可能ではないかと考えます。

頭脳明晰な町長なので、すでにお気づきのことと思ひますので、くどくなりますけれども、ぜひ国保税を引き下げてくださいたいことを提案いたします。

次に、**指定ゴミ袋の無料化**についてです。

町の8割を森林が覆って、四季を通じて豊かな自然が町の誇りです。

6月はホテルの飛び交う季節になります。上毛高原駅北側の杉林の中を十数メートルの高さまで舞い上がる源氏ホテルが乱舞する美しさには、観光客も歓喜の声を挙げております。こうした環境を子孫へ引き継ぐのが、私達の役目です。

ゴミの総量を減らすために、「ゴミゼロ宣言」を行って、資源ゴミの分別収集を徹底することについて。

徳島県の上勝町や東京の町田市などは、ゴミゼロ宣言を行って、ゴミの減量化に成果を上げております。生ゴミは分別し、堆肥化して利用する。堆肥化できない家庭は生ゴミを分別し、資源リサイクルセンターを利用して、堆肥として利用する。一般に可燃ゴミの約4割は残飯などの生ゴミだそうです。

町も環境課が出来て、分別収集やコンポスターと電気生ゴミ処理機の導入を助成して、ゴミ減量化に努力しています。また、アメニティの発電機が壊れてから、町のゴミはRDFの状態茨城の業者に持って行きます。

しかし、この方法に留まることなく、ゴミを更に減らす必要があるのではないかと考えます。ゴミ袋を無料化していただきたいというのが私の質問です。

群馬県で有料化しているのは21市町村で、40円が9自治体、15円が3自治体、25円が2自治体、70円はみなかみ町だけで、県下で一番高い状況です。

多くの市町村、高崎市や前橋市などの都市部が無料、又は原料代だけなので、人口の8割が原料代以下という値段であります。

ゴミ処理は、市町村の基本的な業務なので、これは無料にすべきです。別途利用料を徴

収するのは、税金の2重徴収ということになるのではないかと思います。

有料化という事について言えば、「お金を出せばゴミをいくら出してもいい。」という意識が生まれ、ゴミを出す痛みを感じなくなって、減量には役立たないというのが教訓になっています。

CO₂を削減するために、アメニティパークの灯油使用量を減らす新消臭剤を使用することについては、以前も一般質問して、いろいろ試験をするという回答を得ています。

議員会で研修をした福岡県うきは市や久留米市で運営する広域施設の耳納クリーンセンターは、みなかみ町と同様にゴミを固形燃料のPDFにして、大牟田リサイクル発電所で燃料として発電に使用しています。

ゴミを乾燥・水分調整して、固形燃料を作る工程は同じですが、アメニティパークでは、この作業に灯油を約1千キロリットル使用していますが、約70%は悪臭除去に使われているということです。耳納ステーションの使用している新消臭剤を使用すれば、灯油の削減にもなり、CO₂の排出が減り、環境にも優しく、経費の削減にもなるのではないかと考えます。

また、シュレッダーで裁断された紙資源を原料にして、トイレットペーパーが製造できる機器があります。これはA4版40枚で70メートルのトイレットペーパー1個ができるという性能があります。光熱水料が掛かると言われているのですが、これも太陽光発電や小水力発電などを組み合わせれば、環境政策になるのではないかと考えます。

こうした政策でゴミ総量を削減して、ゴミ処理経費も減らしながら、ゴミ袋の無料化を提案します。以上、よろしくをお願いします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただ今、何点かご質問をいただきました。順次、お答えいたします。

20年度時点の国保税の総額と医療給付費並びにその後の医療費の増加を推計した時に、23年度までの必要経費を賄うために、その時点で56%の値上げをすることが国保会計を維持するためには必要であると、この辺についてはよくご存知の通りでございます。

その56%の値上げをどうしたか、先程、挨拶でも述べましたが、負担の限度というものがあるということで、受益者負担については半分に抑え一般会計から繰り入れたということです。一般会計から繰り入れたというのは、空から金が降ってくるわけではありせんから、国保以外の人からもらった金をそこに充当している、これについては既に、その時点でのご議論の中で皆さんが十分、ご存知だと思います。

その中で、現在の状況は何かと言えば、ここで答弁で用意しましたのも、ただ今、原澤議員がご指摘になっているのと全く同じでございます。決算書を見ていただければお分かりのとおり、約3億円強の黒字決算となっています。

その原因については、21年度については、事前に7千万円の法定外繰り入れを行ったこと、これは新型インフルエンザに対応するものを事前に用意したということであり、また、国からの交付金が見込みよりも結果として多かったこと、これはご指摘にあったとおりであります。

したがって、そのときに前年度繰越金1億4千万円が歳入に入っておりますけれども、この1億4千万円は繰越とは言いながら、前年度で法定外繰入金、基金の取り崩し等が行われていたということで、20年度が決して黒字決算であったわけではないことも、ご存知の通りでございます。

今申し上げた事が、この黒字3億1千万円が出ているという要因でございますから、ご質問のご指摘どおりでございます。

そこから先でございますけれども、21年度がそういう形で医療費の伸びがなかったと、医療費の伸びがないものだということについては、高齢化が進む中で、あるいは医療の高度化が進む中で、これは想定できない。これはまさに20年度に長期検討した時の材料で皆さん方がよくご存知の通りでございます。

端的に申し上げますと、21年から23年度まで、3ヶ年を通じて国保税の負担額は変更しないということでございますから、この間の医療費の伸びというものを想定していれば、初年度は当然黒字決算になるというのは、当然の結果でございます。

というふうに思っておりますので、現時点を以て、国保税を下げることにはならないと思っております。

なお、医療費の伸びは、抑えられることに越したことはないわけですが、運営主体として、町が責任を持っておりますので、医療費を抑えることが出来ないと、これをなかなか想定できないという以上、歳出予算の組み方については、ある程度余裕を持って計上するというのは当然のことだと思いますし、今ご指摘のありました繰り入れについては、23年度までを見通しての運営計画でございますので、現行どおりで今後ともやっていきたいと考えているところでございます。

次に、**ゴミの減量の問題**についてであります。

ゴミの総量を減らすために、「ゴミゼロ宣言」を行うべき、あるいはゴミの分別収集を徹底するとゴミの量が減るとするのはご指摘のとおりだと思います。

どういう形で、町民の皆さんにご協力をいただくのが最も適切なのか、これについて真剣にやっつけていかなければいけないと思っております。

まず、ゴミゼロの話ですが、ご質問のポイントを外れるかもしれませんが、実態をご説明申し上げます。アメニティパークの平成21年度実績は、可燃ゴミ5489トン、資源ゴミ994トン、不燃ゴミ648トン、合計7131トンの処理を行っております。

可燃ゴミは、固形燃料(RDF)としてリサイクルしており、資源化率は59%で県下3番目であります。また、各処分残渣においては、それぞれ委託業者に引き取ってもらっております。

このことによって、みなかみ町内にはゴミが残っていないと言っていいのかどうか分かりませんが、システムとしては完結しているということでもあります。

今、論旨として言われております、ゴミを減らそうではないかということについては、町民の皆さんの理解をいただかなければいけないということです。これは徹底すれば、ゴミの減量は図れるはずでございます。

どれだけの労力という意味での負担を町の人たちをお願いするかということだと思っ

いますけれども、役場では実は6月からゴミ箱を撤去して、各課1個の可燃ゴミ箱を設置し、いわゆるビニール系のゴミだけを入れましょうと、役場ですから、紙ゴミが結構あるのですけれども、これを全部資源ゴミとして出していこうではないかということでスタートしています。どのくらいの負担があり、それがどれだけコスト軽減できるのか、町の人に広めていく前に始めたところであります。

次に、生ゴミの処理についてでございます。生ゴミ処理機やコンポスターの購入費については、従前から補助制度を設けて搬出するゴミの量が減っているということだと思えます。それほど、購入費等の補助が伸びているわけではないので、町民の皆さんのニーズがどこまでなのかなとも思っております。

資源リサイクルセンターについては、家畜糞尿など特定の排出物に特化したものを処理していますので、いわば処理の仕方がシンプルな仕方で済んでいるということがあります。

生ゴミを処理すると、少なくとも現行の資源リサイクルセンターに町民の皆さんから出た生ゴミを運んで処理できるかと言えば、それはちょっと違うだろうと思っております。

また、ポリウムとして、月2.6トンの処理をリサイクルセンターでしておりますので、町内の全ての生ゴミが分別されてきたことを想定すると、現在の20倍程度の能力を持ったものをどこかに作らなければならないこととなります。その事が、トータルとしてのゴミ処理コストが下げられるということであれば、これからよく勉強していきたいと思っております。

何れにしても、生ゴミをどれだけ分別してもらおうか、それをどのように回収するのか、その収集の部分で相当のコストが掛かるというのが、これまでの検討結果でございます。

なお、今リサイクルセンターについては、堆肥ということで、生産物なのか、廃棄物なのかというのがありますけれども、生産物としてリサイクルをされていると言いますか、販売されていると言った方が良いでしょうか。

もし、家庭ゴミが、うまく集まったとしても、塩分濃度等の問題がありまして、いわゆる堆肥としては活用範囲が狭められるのではといったこともございます。

何れにしても、全く新しいシステムとして検討をする必要があると考えております。

但し、町民の皆さんのご協力が得られるという事が前提で、どれだけコストを軽減できるのか、あるいはコストが嵩んでもやるべきなのか、その辺についてはさらに勉強を続けたいと思っております。

ゴミ袋の無料化については、認識は全く同じでございますが、そこから先は開会の挨拶で申し上げた通りであります。トータルとしての町民福祉、そして、受益と負担の関係、これらの事を考えて、先人が非常に賢明な答えを出していただいた結果が、たとえ県下のゴミ袋代金であろうと、トータルの処分費の内の1割は、たくさんゴミを出すつひびいてくるよという認識を持っていただいた方がいいと思っておりますので、現在80円という価格は適切だと思っております。

なお、高ければ、ゴミをいくら出しても良いのだという議論があるのであれば、そのコストに800円掛かっている、1袋1千円で買う人については好きなだけ出して下さいと、ぜひ議員の皆さん方も、町民の皆さんに是非ピーアールしていただきたいと思えます。

80円で高いから、いくらでもゴミを出しても良いのだというのは、全く議論が違って
います。2万2千人の町民がすべて理解されているとは思いません。けれども、この議
場で議論されてきた方々、皆さんご存知です。ぜひ、町民の皆さんにその辺の事をお知
らせたいと思っております。

そういう体制が出来れば、10円であっても、タダであっても、それはトータルの6億
円をどう減らして、まさに原澤議員が真剣にご提案いただいている事だと思います。

今の6億円が5億円になったときにゼロにするのか、あるいは、ある程度のコストの方
が抑制力がはたらいっていくのか、その時点での判断だと思いますけれども、現時点では開
会挨拶で申し上げたとおりの認識を私としては持っております。

アメニティーパークのCO2削減については、簡潔に述べさせていただきます。

21年3月12日より、1ヶ月間と2ヶ月間、消臭剤による脱臭方式の実験を実施して、
その結果は、良い結果が得られなかったということでもあります。灯油量の削減にはつな
がらないという結果でございます。また、地元については、消臭剤の対策により、過去にご
迷惑をかけた事がありまして、「消臭剤」と言うだけで、相当の拒否反応があるというのが
実態であると報告を受けております。

現在は、マンガン触媒脱臭方式の実験を行っております。ある程度、良い結果が出てお
りますので、環境対策委員会において説明申し上げましたところ、概ね了解をされました
ので、それらを具体化するために、どれだけのインシヤルコスト、ランニングコストが掛
かるのか、現在、検討中であります。

最後に、シュレツダーゴミのトイレトペーパー化についてであります。

ここで持っている数字は、まさに原澤議員が質問の中で言われたとおりであります。

約900万円の機械で、1ロール作るのに約10円かかり、1日48ロール出来るので
480円かかる。そこだけを見ると機械を購入して採算に乗せるというのは難しいなと考
えます。

先程、太陽光発電云々ということで、他の切り口での環境配慮の話もありました。それ
も一つだと思いますけれども、シュレツダーゴミは、出されている場所が役場にいると大
量に出ているようですけれども、町全体で全ての町民の所から出ているわけではないので、
わりと分別して集めやすいのではないかと考えておりますが、先程申し上げました資源リ
サイクルセンターで、今いろいろな物を水分調整剤として使っていますけれども、水分調
整剤として使うことによって、ある意味プラスの方向で活用できるのではないかと、この方
法について、まず検討をして、シュレツダーゴミがゴミとしてではなく、リサイクルのた
めの材料として利用できるのではないかと、この検討はやっていきたいと思っております。

以上、第一次の答弁といたします。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 国民健康保険税についてなのですが、この他にもいっぱいあって、「夫
が亡くなって6年、寡婦年金を貰いながらパートで月12万円、マイカーがないと通勤で
きないので車の維持費も大変です、前年度月5千円が値上げされて、月1万2千円です。

何と2.4倍の値上げに納得できません。もう払えません。」という形でも出ております。

15日付け上毛新聞には、桐生市の国保会計が3億円の黒字になって、国保税を15%値上げする予定だったのをいろいろ加味して7%にすることにしたという記事が載っています。

25日付け同紙には、富岡市の新市長が「国保税の減税を最優先で実施する。」との記事がありました。富岡市も前年に値上げをしているのですかね、それで今回、市長選があったのですけれども、立候補された2人の候補者ともに国保税の値下げを公約に掲げていました。それで15%の引き下げということになると思います。

沼田市も国保税の値上げを計画しています。それでも総額1億円に留まっているのですかね。こういう事を見ると、みなかみ町の3億円というのは非常に大幅ではないかなという気がします。

20年度に1億4千万円という黒字が出て、実際は特別繰り入れで1億8千万円入れたのですが、実際に足りなかったのは、3400万円ということです。今年もそういう事を考えれば、そんなに56%も上げなくても良かったのではないかと思うのです。

先程も言ったように、今年度だけが余るのではなくて、来年度も余ってきますよ、その次も余ってきますよというシステムになってきているわけです。

だから、そういう所を考えれば、例えば、先程、提案したように3万円を払ったとしても、今7千万円がありますから、1億4千万円残りますよ、そうすれば、人口12万人の桐生市、7万人近い富岡市、5万7千人の沼田市、2万2千人のみなかみ町ということを考えれば、そんなにみなかみ町だけが病気に罹るわけでもないし、対応はできると考えて提案をさせていただきました。

ついでに3億円の話が出たので言いますけれども、北海道の中標津町は、酪農の町なのですが、国保税が高いということで町民から苦情が出て、それは議会に対しての請願が出ました。3月議会で一応、そこは3億円基金積立があったので、それを3年間かけて取り崩して値下げをすると、1人当たり2万円になっています。

もう一つ考えられるのは、後期高齢者が20年度4月から3268人、国保から後期高齢者の方に移ったわけです。

そうすると、一番病気に罹る率の高い3268人が移ってしまったので、医療費はそんなに上がらないのだということです。

先程の3年間の計画を見ますと、医療費が年々6%上昇しますよという計画で示されています。20年度は2%です。21年度は一番インフルエンザで危ないですよと言われて、心配してどうしようもなかった時にマイナス1.3%ですね。そうすると6%を持つのが本当に良いのかどうかというのを真剣に考える必要があると思います。

だから、その所をしっかりとお願いしたいということで、今回一般質問させてもらっています。よろしくをお願いします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） ただ今のご指摘でございますが、答弁の中で申し述べませんでしたけれども、まさに「町民全体の福祉について、真剣且つ適切な行政判断の結果として生じるもの

として、自信を持って継続をしてみたいと考えております。」というおりでございます。

短期的に多々要因を述べておりますし、今原澤議員からもご指摘がありました、そのような要因で現在の黒字が積み上がっていると、この黒字が本当の黒字なのか、どうなのかというのは細かく議論したところで、また原澤議員が違う視点からご指摘があったところでございます。

まず1点、後期高齢者が抜けたことによってどうだったのかという事については、正確な数字を手元を持っておりませんが、相対的に我が町において、高齢の方が資産等を名義上保有しておられることが多いので、国保そのものの収入の減少要因につながったと、これはその時の審査に加わっていただいた議会の皆さんの方がよくご存知なのではないかと思っています。

その6%と想定したのが適切だったのか、どうなのか、結果として昨年から今年度にかけてはゼロであったと、その前が2%であったというお話がありましたけれども、このところについては、町で同額繰り入れるという責任を持っていますので、今後23年度まで相当の事態が生じて、この国保が破綻することはないという条件だと思います。

だから、その事が検討して一年、町民の皆さん方が苦しい中でご判断をいただいて、それを一年で下げてしまっているのかという事については、やるべきでないと思っています。

今、例が出ました。それぞれの選挙、市、市長、町長、あるいは議員選挙、いわゆる政治家である皆様と行政である町側と、一部政治である町長もいる中で、国保をどうするかと真剣な議論をした答えがあって、それを目の前の選挙での対応として下げるということについては、よその町村のことは何とも言えませんけれども、私については再度、同じ文章で繰り返しますけれども、町民全体の福祉について、真剣且つ適切な行政判断の結果として、議会もご同意いただいて決めたことについては継続していきたいと考えております。

議長(久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 私はこういう結果が出たということで、国保審議会の会長の所に行き、お話を伺ってきました。56%と言ったときに、町が半分負担するのだから、28%は仕方がないのではないですかというような説明を受けて、それで了承をしましたということでした。

それはそういう説明をされたのだなと思いますし、私もいろいろな人から電話をもらって、「原澤さん、町が56%上げないと赤字だって言ってるのだから、原澤さんがそう言ったって下げられないよ。」という電話をもらいました。

でも私の方も一応、こういう結果もあったし、3月なり、4月なりの時点でもそうでしたし、5月の時点でも広報にも出ましたので、そういうのを見ながら、これは余るのではないか、医療費はそんなに伸びないで2%だっていうのが分かったので、これだけ余りますよという説明をさせてもらっていたわけです。

ですから、そういうことで、値上げの時だけ国保審議会を開くのではなくて、こういう

問題が出ましたよという時には開いてもらって、いろいろと意見を聞いて、足りなくなれば、上げなくてはならないのはそれは分かっているし、余れば無理に貯めておく、無理にというのではないけれども、我慢して貯めておく事はないと思うのですね。

だから、実際に56%の内、町民は1億8千万円くらい入っていると思っています。

それだけ入っているのですから、値上げ負担が加入者だけになってしまうじゃないですか。半分ずつしますよと説明して、それでみんな納得しているのに、実際に今年値上げされた結果というのは8億9千万円、滞納分を含めて歳入は上がっているのですよね。

そうすると6億6千万円から、8億9千万円という事になると、1億7千万円、28%よりも多く入ってくることになっているのですね。だから、そういう所はやっぱり、町民との約束というのは5割ずつ、両手でこっちは町民、こっちは町というふうにしなくちゃならない。

例えば、町が7千万円だったら、町民も7千万円残して、ちょっとお返ししますよと、その替わり足りなくなってきたときには、またご相談をさせていただきますと、審議会を通じてやりますよと、そういう話っていうのは出来てもいいんじゃないかと思うのですよ。

そうしないと、約束と思っていますから、町が半分負担してくれるよと、私たちはもう納めましたよと、28%の1億7600万円納めましたよと、じゃ町は7千万円だけでしらばくつれちゃうんかいなということだと、ちょっと納得しないんじゃないかと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 今の議論はその通りだと思いますけれども、端的に申し上げますと、毎年6%の医療費の増嵩を見たものが、実績的に2%であったということに過ぎないのだと思っています。そのこの所が、その時点では6%という想定が正しいのか、その時に2%と言うべきだったというのは、それは過去の事だと思います。

つまり28%値上げに対して、敢えて言わせていただきますけれども、一般会計から、町がということですが、国保に入っていない方々を含めて、その負担を転嫁しているという、この事実は変わらないと思います。

だから、町が入れる分も減らして、国保税で取る分を減らせと、それは一理あると思いますが、それは短期的に見ていくという政策判断をされていたのであれば、そうだけれども、過去のものを清算し、そして3ヶ年は負担率を変更しないようにしようということを設定したものです。それについて、医療費の6%伸びと実績の2%との差が出ているということに過ぎないと思っています。

ですから、回らない国保会計は困りますけれども、回らせるために、ある時点で繰越金に積み上がるという事があっても差し支えないと思います。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 町長らしくない明快な答えをしてもらったのですけれども。

例えばですね、21、22、23の3年間ですよ。23年の時にそういう形で6%という形でしていながらも、もう2ヶ年、20、21についてはズレていますけれども、2%、マイナス1.3%ということになっています。

悪く言えば3分の2、正確に言っても、4年見たときの20年から23年までの4年で半分過ぎちゃっているわけです。

それが例えば、6%が2%、6%がマイナス1.3%、あと2年が分かりませんよという、町長はそういう判断をするのだったら、私は町長を信用しません。

6%が2%なのでしょう。6%がマイナス1.3%でしょ。今年はインフルエンザでどうしようもないからっていうんで、積み込んだ基金7千万円を入れて、1億4千万円を用意したじゃないですか。それにも関わらず、やっぱり医療費の伸びがゼロだったのですよ。

だから、これから来年6%とか、10%とかっていうのは考えられないですよ。

よくて2%、3%ぐらいでは手を打つとは思いますがけれども。来年6%、再来年6%なんていうのを町長が出してきたら、もう町長を信用しないですから、よろしくお願ひします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 審議過程での議論がこうであったのでしょうかという事を確認したわけでございます。その審議結果があり、動き出したと、これを1年間でどうだったということで、負担率を急にまた下げるといのはいかがなものかと、その辺を見越して、深い議論の中で今の制度が決まってきたと理解しているところであります。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 深い議論をし過ぎちゃったんで、読み過ぎちゃったのかなと思います。

多分、議論した議員の皆さんも、この結果を見て、ちょっと実態と違ってきたんだなというのが分かったんじゃないかと思うのですよ。

だから、それは町民がこういう状態なので、やっぱりそこはそれなりの1億円とか2億円というお金ですから、非常に大きなお金だと思うのですよね。

だから、今まで繰越ゼロだったのが、20年度で7千万円を入れたと、今年また3億1千万円、半分入れてくれば、4億2千万円になるのですけれども、そんなに要らないですよ。元は28億円なのですから。そのインフルエンザ対策を入れたんで30億円になったのですから。

大体28億円ベースっていうのが基本で、医療費の支払いっていうのは17億4千万円というのは、これがベースですから。

今年はインフルエンザがあるので19億円に上げたのです。かさ上げはしたのですけれども、それは今年の特殊事情で上げただけで、結果的に17億4千万円なので、来年も17億か18億円で済むと思います。そういう事になれば、5億とか6億とかっていう黒字が貯まるのでよろしくお願ひします。環境関係は、引き続き次回の議会にお願いします。

以上、終わります。

議 長 (久保秀雄君) これにて10番原澤良輝君の質問を終わります。

**通告順序第5 4番 前田 善成 1. みなかみの特色を活かした産業活性や育成について
2. 栄養教諭の町政活用について**

議 長（久保秀雄君） 次に、4番前田善成君の質問を許可いたします。
4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4 番（前田善成君） 通告に従って、一般質問をいたします。

最初に、**みなかみの特色を活かした産業活性や育成について**です。

みなかみ町の歴史は大変古く、特に歴史的建造物はもちろん、谷川岳をはじめ素晴らしい資源が沢山あります。そこで観光資源の活用方法と、どのように観光客の誘致に結び付けるか。それらの宣伝方法、その資源をどのようにして有効活用するか。

みなかみ町は、水上地区だけでなく、観光産業が主要産業です。

しかし、老舗の相次ぐ倒産があり、決して良い状態ではありません。そこで観光産業に対し、町内業者の救済策と再生方法をどのように考えているか。

一言で再生と言っても、自力で再生するのは簡単でないと考えられます。そのような事業所に対し、どのような方法で救済できると考えているのか、お聞きします。

2点目として、栄養教諭の町政活用についてです。

国は、食事による成人病の早期予防の取り組みとして、栄養教諭の採用を決めました。県下で18人しかいない栄養教諭を町は採用しています。そこで栄養教諭の活用により、家庭の食生活改善や幼年期から成人病の予防教育を行う事が可能になりました。

しかし、食生活の改善以外の栄養教諭の活用方法、その取り組みについて、町として考えがあるか。栄養教諭を活かした食育への取り組みについて、また食の安全についての考えがあるかお聞きします。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ご質問は2点ございますけれども、最初のみなかみの特色を活かした産業活性化や育成について、お答えいたします。

非常に端的にご質問いただいて、答弁であまり長い時間を取るのには申し訳ないと思っております。先程もちよっと触れさせていただきました。デスティネーションキャンペーン（以下DC）今年のプレDC、来年の本番DCに照準を合わせまして、地域の観光資源を洗い出して、さらに磨きを掛けて、いわゆる企画としてストーリー性を持たせて打ち出していきたい、先程ご答弁したとおりであります。

みなかみ町に観光資源がたくさんあるというのは、その通りでございますし、そして観光客の誘致にどう結びつけていくのか、先ほどの島崎議員のご質問の中でも、一部答弁をさせていただきましたけれども、プレDC用の予算を組んでおります。これを具体的に動かしていくということですが、その中で宣伝活動といたしましては、情報発信ということについては効率の良い宣伝が出来るのではないかと、先程も申し上げたとおりです。

JR東日本と連携する、あるいは、各マスコミや旅行エージェントなどに対して積極的

に働きかけているところであります。そのときには、どうしても玉というものがなければいけない。既に何点か申し上げましたけれども、地域の方々が一体となって、これを盛り上げていこうと動いています。そういうものを中心に売り込んでいくということが重要だと考えております。

宣伝方法をどう有効にするのかという事については、先程大規模にやる必要があれば、再度議会にご相談を申し上げるという話であるとか、コンペ方式の審査をどうするかとか、若干触れさせていただきましたが、そういうことについても考えていく必要があると考えています。

既にクラブツーリズム、はとバス、旅行読売、ミシュラン、JAFメイト、トランベールなどの旅行エージェントからのツアー企画が、こういう企画なのでこれについて協力してくれという形で依頼がきています。その中で既に企画が決定し、それぞれのエージェントなり、チャンネルで既に売り出しているという物もございます。

広報としては、TBSラジオの放送、5月の銀座のぐんまちゃん家の商談会での反応、これらによりまして、テレビ収録・放映も行われておりますし、今後ともそういう取材の依頼が入ってきています。こういう形でのラジオ・テレビ、メディア、新聞、専門誌、一般誌を含めて、あと雑誌、それらについては、取材協力という形で実施できますし、直接広告を打つという値段に比べて、僅かで済むということと、もう1点、広告よりも同じ内容が出ていれば、記事の方がよほどインパクトが強い、情報発信力があるということがありますので、この辺については効率的に活用していきたいと考えております。

また、取材に来たくなるような企画を仕組んでいくというのが大切だと思っています。

既に60を磨きかけると申し上げましたけれども、町と観光協会を含めた観光関係の各団体、商工会等と連携して、魅力ある企画を作っていくことが大事だと思っています。

次に、**老舗の倒産などに対する救済策と再生方法**はどうかとのお話がありました。

端的に言うと、お答えするのが非常に難しいというのが、端的なところでございます。

今までも、審査に加わっていただいておりますので、議員の皆さんの方がお詳しいかと思えますけれども、町の小口資金融資制度を活用していただくというのが、町としての方法であろうと思います。

それで実際に想定されているような所は、群馬県の制度融資である経営サポート資金、小規模企業事業資金、中小企業パワーアップ資金、中小企業設備支援資金、中小企業再生支援基金などの県の制度もございます。

實際上、これらも活用されているのではないかと思いますので、これらが有りますから倒産が防げますよというお答え方は出来ないのですけれども、そういうものについて、町としても窓口となって、各種の制度をおつなぎし、具体的に相談に乗るといったことが一つかなと思っています。

それよりも、確かに湯原地区が中心になるのですけれども、大沢群馬県知事も大変に心配をしております。そういう事がベースにあるわけですが、県の利根沼田行政事務所が中心になって、観光課を中心とする町と商工会、そして、観光協会、鹿野沢地区と湯原、小日向地区で今後どのようにしたら活性化できるかを地域の人たちに入ってもらって、一

緒に検討しようということで動いておりますし、現状把握といたしまして、21年2月に旅館・ホテル、飲食店、土産店、遊技場、理容所、一般店舗など135軒について、20項目の基礎調査を実施したところでございます。

それらの結果を見て、3地区の区長さんをはじめ任意団体の代表者の方々を対象に基礎調査の結果報告を行ってきたということでございます。

また、今年5月27日には水上駅前周辺ということで鹿野沢地区と湯原地区、小日向地区の12人にお集まりいただいて、基礎調査の結果を踏まえた次の展開はいかにあるべきかをご検討いただいたところであります。

端的に申し上げますと、今申し上げた活動を強化していく、一言で言いますと、それぞれの旅館、土産物屋、飲食店、それぞれ自分の所の特徴を打ち出させていただくと同時に、町全体として盛り上げていく、それについてはある程度の調査が来ておりますので、それにどれだけ積極的に地域の人にご参画願って、その中にいかに町が適切に支援をしていけるかということだろうと思っています。

これから調査結果であるとか、地域の盛り上がりを踏まえて、ここに町が支援すべきだということについて躊躇するものではありませんけれども、地域あるいは直接関わる方が、力を入れて、これからこう展開をして行こうという姿が描けた所に町としては支援をしていくということだろうと思っています。以上で第一の答弁とさせていただきます。

議長（久保秀雄君） 教育長牧野堯彦君。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） 前田議員の2つ目の質問でございますが、**栄養教諭の町政活用**について、お答えいたします。

質問の要点が、2つほど出ておりますが、この2つの質問に関わりまして、少し前段を述べながら、本論に入ってまいりたいと思いますけれども、ちょっと聞いていただきたいと思っております。

議員もご承知のことと思いますが、今月3日の上毛新聞紙上に、「09年度の本県の死因別死亡者数」が掲載されました。それによりますと、1位が悪性新生物、いわゆるガンでございまして。これが5514人、第2位が心疾患で3140人、第3位が脳血管疾患で2152人という報道がございました。

これは数十年前から、ほとんど変わることなく日本の3大死因と言われております。

これらの病気は、議員の言われるとおり、「成人病」と呼ばれていりましたが、これらの病気の大本が、実は日頃の生活習慣（喫煙、飲酒、不規則な生活や食生活等）が原因で、この生活習慣の改善によって、疾病の発症を予防することができるとする「一次予防」の考え方を重視する観点から、成人病の呼称をやめ、1996（平成8）年に「生活習慣病」と改められました。

つまり、現在は成人病という言い方はしないのだということになりました。この提唱者は、聖路加国際病院の檜原重明先生の提言を取り上げたと聞いております。

そして、この数十年近く前後から、生活習慣病の傾向が低年齢化し、子ども達の中にも、肥満症児の増加、幼児性の糖尿病、リュウマチ熱、高血圧症等々の症状が多く見られるよ

うになってきました。ご存じのメタボリック症候群の子ども達の増加でもあります。

そこで国は、これらの背景には、社会の変化による飽食の時代に伴い、子どもの食生活が変化し、食生活のバランスが崩れてきている中において、危機意識を持ち「食育の推進」を重視し始めたのです。

昭和29年制定の「学校給食法」を改正し、平成17年「食育基本法」を制定し、新しい学習指導要領や改正学校給食法に食育の重要性を初めて盛り込んできました。

したがって、食育という言葉が初めて聞かれる方も、もしかするといらっしゃるかもしれませんが、そういう新しい歴史があるのですが、こういう経過がございます。

幼児から小中学校の子ども達の体力づくりと人間形成にとって、また教育の3本柱である「知育・徳育・体育」の基礎には、それらの教育を吸収するための健やかな身体と心がなくてはならない、子ども達の学ぶための基礎である体力、心の豊かな土壌を作るのが「食育」であるのだということです。

近年増えている朝食を取らない子ども達の増加、食生活の乱れ、孤食の子ども達、子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう栄養や食事の取り方について正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身に付けさせることが必要になってきています。

そのため、食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担うものとして、「栄養教諭」制度が平成17年度から創設されました。公立小中学校の栄養教諭は、県費負担教職員であります。

現在、群馬県内19名が発令されておりまして、その内の1名が現在みなかみ町に配置されております。

以上のことから、栄養教諭の主な職務は、想像がおつきだと思いますが、一つには食に関する指導と給食管理を一体のものとして、地場産物を活用して給食と食に関する指導の実施、二つには、食に関する指導、具体的には肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導や学校における学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携し、集団的な食に関する指導、他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導の推進のための連絡・調整、さらに3つには、学校給食の管理で、栄養管理、衛生管理、検食、物資管理等が栄養教諭の主な職務とされております。

そこで議員の第一の質問になるわけですが、本町における栄養職員は、以上述べた職務の遂行を実施すると同時に、平成21年度取り組みました群馬県の指定研究「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」がございましたが、この研究を通し「健康なからだはバランスの良い食事から」、「きちんと食べよう朝ご飯」という見出しで、6つの基礎食品をまんべんなく食べること、バランスの良い食事の進め方等を指導、管内給食センターの栄養士をはじめ、各学校の養護教諭等が真剣に取り組んで「げんき町みなかみ」というパンフレットを作成し、全児童生徒の家庭に配布、積極的に食育の大切さの啓発活動を行っております。

更には県内各地から、このパンフレットについての要望が非常に多く寄せられまして、今後は全県下で普及啓発が成されていくであろうという期待をしているところであります。

続いて、第2番目のご質問であります、1番目の答弁と重なる所もございます。

まず、食育への取り組みにつきましては、「食育基本法」の職務の内容を受け、町としても食育推進計画の策定を進めております。それとともに、一つには、既に栄養教諭が各学校を訪問しての食育指導の実施を行っております。今後、更に管内の全校、できれば幼稚園、保育園、こども園等々にまで広げ、学級担任や給食担当教諭等と連携を密にし、広げて行くことが計画されております。

二つには、子育て健康課が立ち上げております「みなかみ町食育検討委員会食育推進部会」にも参加していただき、積極的に役割を果たしていただいております。

三つには、本年度県教育委員会より、月夜野給食センターが「食育推進に関する実践協力調理場」として指定されました。給食センターと、具体的には桃野小学校ですけれども、学校給食と結んでの食育推進の実践的研究を進めております。その中心として実践を積み上げ、広く管内の各校に広げていっていただく役割を果たしていただいております。

そして最後に、食の安全についてでございますが、給食センターの栄養職員として安全に対する配慮を十分に行うと共に、各校を訪問しての食育指導の中でも、特に強く食の安全について指導していただいているところであります。

例としては、給食配膳に関する安全、給食当番の消毒等々、さらには運搬における安全、それから校長先生による検食をしてからの食事等々を実践していただいているところであります。

このように現在、栄養教諭には活動していただいているわけですが、ある食育に関する専門家は、食育とは「選食」「食事作法」「地球の食を考える」の3つだと言っている学者もおります。安全で安心な食品を、品を選ぶ「選食」、きちんとした食事、礼儀作法など「衣食住の伝統」、そして、日本や世界各国の食糧問題、食糧自給率といった「地球の食を考える」ことも食育であると言われております。

また、保護者が「いただきます」と命を与えてくれた生物に感謝する心、食べさせてくれる親の大切さを学び、当たり前前の子が当たり前前にはできない子、守れない子が育っている現状を見ても、保護者による「家族がそろって一緒に食卓を囲んで食事をとること」こそ、食育の原点であると述べていますが、この事が本当の意味での食育であると、私自身も共感できることであり、付け加えて前田議員への答弁とさせていただきます。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） 大変、貴重な授業を有り難うございました。

最初に、水上地区の活性化について、引き続き質問をさせていただきたいと思っております。

DCについては、よく存じております。前回、DCを群馬県で開催したときに、フルムーンで法師温泉が有名になりましたが、そのフルムーンの担当だった方が、今、水上駅の駅長さんとして来ていますので、そういう方の活用をしていってもらいたいのは、役場の方の責任でやってもらいたい。

ただ、せっかく国内でこれだけ1週間で13万円かかる東京駅などのCM代とか、高崎駅の1万円かかるCM代と一緒に掛けていますから、この事をみなかみが外国に対しても

同じように発信していく、特にみなかみ町は利根川があります。多くの沢や滝があり、温泉もあります。海外でも十分ニセコとか、草津に負けない魅力がたくさんあります。

特にラフティングやキャニオニングは、日本で最初に始めたのは、旧水上町です。そういう所を盛り込んで、ニュージーランドと姉妹都市を結び、外国でこういう事がありますという発信もできます。特にDCと絡めていくことによって、効果があると思います。

またニュージーランドは、グラウンドホッケーが盛んです。人工芝運動場をせっかく作りましたので、そういうことで交流事業を広めます。ガーデニングなども盛んです。

日本の盆栽なども流行っています。

特にみなかみ町は、盆栽が有名で、著名な作家の方もおられます。そういう事を交えて、アウトドア、ガーデニング、観光はもちろん、そういう技術的な交流事業を行うことによって、世界のみなかみ町にしていく考えがあるか、お聞きしたいと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) グラウンドホッケー、ガーデニング等々、新しい切り口のご指摘がございました。ニュージーランドとの連携の中でインバウンド、特にニュージーランド方面に向けて、強化したらどうかというご提案だと思います。

DCが7月から始まりますので、プレの方はその準備に行くのは間に合わないと思いますが、アウトドア、ラフティング、キャニオニング、バンジーも含めて、ニュージーランドとの連携を強化すべきだというご指摘もいただいておりますし、またチャンネルもあるということも聞いておりますので、ただ今の前田議員のご指摘を受けて、町として積極的に取り組む方向で模索していきたいと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 4番前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

4 番 (前田善成君) ニュージーランドでは、川魚を資源に使っているんですね。

特に大きな岩魚や山女、今、溪流釣りの釣り人達は、本物の引きのある釣りができる川に集中してきている傾向があります。

特にニュージーランドでは人工的にいろいろな河川を整備することによって、そういう魚を天然に近い形でスポーツフィッシングの世界でも有名になっている所があります。

特に源流の町「みなかみ」で、魚をもう一度、観光資源として考えてもらい、知名度を上げていく形をとってもらえればと思います。

続きまして、町長から金融のことについてお話をいただいたのですが、その通りでいろいろな金融的な保証協会が絡む金融はあるのですが、それではなくて、旅館業を中小企業ということで考えたとき、これは日光の方の話なのですが、リストラとか、事業悪化の対策をリストラだけに頼ってしまうと、どうしても事業が悪化するという傾向があるのです。それなのでソフト事業に力を入れる、特に投資ファンド、先程言われた金融の物を一つの窓口で、町が窓口になって、金融の支援をします。

地域の旅館とか、関連会社すべてを持ち株会社にするのです。その持ち株会社に金融支援をすることによって、経営者自体の交替まで行政が立ち入って、鬼怒川温泉を立て直したとう方策があります。これは、たまたま足利銀行が破綻したのが原因なのだと思います。

こういう方法が今みなかみ町に必要なようになってきているのではないかと思います、今回質問させていただいています。

また、旅館業で足枷になっているのが、経常経費、清掃やルームサービスや経理などで。これは同一の経費になるわけですから、その経費が発生する部分を町で派遣会社を作ります。水の故郷の久保さんがやっている会社は、すごくよく出来ています。

そこを利用し、町外の業者に委託するのではなく、町内で作ることによって法人税をすべて自分たちの町に納めることと、新しい雇用が発生することができます。

今、福島や福岡で企業誘致の方向ではなく、自分たちの市町村で一番得意な部分を産業化して創業していくという傾向にあります。

こういう事をみなかみ町でも始めたらどうかと思いますが、考えをお聞きします。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 相当仕掛けが難しいというか、腰を据えていかなければ行けないという印象を受けました。まだ、勉強が進んでおりませんので、なかなか率直に答え難いのですが、いろいろな切り口で先進的な事例、今鬼怒川の事例を言われましたけれども、その辺も含めて、よく勉強したいと思います。

組み立てとして、今この場でこうすれば、こういうふうに使えそうだという所まで申し上げる理解に至っておりませんが、関係情報を得ながら、よく勉強したいと思っております。

今ご指摘のように旅館というのは非常に裾野が広くて雇用の場として、非常に大きなものがあるということについては重々理解をしております。

そしてまた、アウトドアの方に戻りますけれども、これについては利根川源流、特にみなかみ町は、日本で一番恵まれている条件にあると思いますので、これを更に観光振興に活用して行くにはどうすればいいか、これは町も積極的に関係者と調整する中で強化していきたいと思っておりますし、その中でニュージーランドとの連携もあると思っております。

なお、岩魚、河川の利用については、方向性としてはそういうご指摘があるのかなと思いましたが、やはり漁協なり、現況の釣り人との調整もありますので、この辺については、改めて、それらの関係者の意見も聞く中でやっていきたいと思っております。

議 長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4 番（前田善成君） ぜひ、利根川の釣り人の関係、特にホテルで今回環境省の大賞をいただきましたが、利根川とか河川の方の研究を、みなかみ町は各団体が一生懸命やっています。

その中で魚の量が減っているというのが、どこの研究からも出てきています。

水質は「AA」ということで、とても綺麗になっているのです。

でも、そこに棲む魚がない、これはやはりおかしい現象になっていると思うので、源流の町みなかみ、特に水産資源ということで、ギンヒカリの話も出ましたが、そういうものを抱えている当町としては、逆に観光資源とし、見てもらう事によって、川自体を観光資源化していただきたいと思っております。

次に、栄養教諭の関係ですが、丁寧なご説明を教育長にさせていただいたので、成人病は、

現在は言わない名称ということで、これからは改めたいと思います。

ただ、子供たちの食が本当に今乱れている、その乱れの原因は、親にある。

それで親の教育をしなければ行けない、では親の教育をするには、どこからすればいいのか、そういう議論がされていると思います。

特に幼児期に味に対する感覚を教えることが重要で、生活習慣病の予防を考えると1～6歳の子供たちを持つ母親に対して、正しい教育をしていくことが一番良いことだと考えられています。毎日食べるご飯ですから、この味の濃さというのが凄く大事になってきます。この味の濃さというのは、実は7日間でどんな薄味でも慣れるのです。

逆に言うと、美味しいと感じるのは濃い味です。だから、どうしても業務的な物、特にコンビニのお弁当などは濃い味付けになっています。その濃い味に慣れると、どうしても給食などの薄味、カロリーを低く感じるものに対しては拒絶してくる、この現象は、当町の給食センターでも顕著に見られるようで、どちらかと言うと、新治、水上の山間部よりも月夜野の町中心部の都市化した所の方が給食の残骸が多くなっているということです。

そういう事を踏まえた中で、福祉課の関係に栄養士の方が、この町に存在しています。なので、そういう栄養士の方と連携をし、親たちにセミナーを行って教育する、これは栄養教諭の仕事の範疇で十分出来ることだと思います。

特に栄養教諭は、子供の先の親の教育ということで創設されていますので、この点について、考えをお尋ねします。

議長(久保秀雄君) 教育長牧野堯彦君。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

教育長(牧野堯彦君) 本当に前田議員と同じような考え方を今しております。

幼稚園あるいは、小学校を回ることが多いのですが、今現在、幼稚園も朝ご飯を食べてきた内容について、給食を食べる前に当番の人がそれぞれ何を食べてきたか、何色を食べてきたかということで、栄養のバランスを確かめることをしながら、給食に入っているということで、非常に親御さんもそのことについて、協力的にやっただいていてということ、非常に下の方まで、小さい子供たちの親御さん自身も意識を持ち出してきているのは事実でございます。

したがって、そういう時期に当たっております、しかもコンビニ等の食事については、ご存知の通りのお話でございます。

ぜひ、PTAの会合やセミナー等々、主催が学校であり、子育て健康課であり、機会あるごとに食そのものの大事さというものをぜひ啓発していかねばならないと、機会あるごとに検討してまいりたいと思っています。

議長(久保秀雄君) 4番前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

4番(前田善成君) 今、前橋の育英高校にアメリカから留学生が来ています。

高校生の留学生なのですが、たまたま家庭科の先生の家ホームステイされて、ほとんど日本食を受け付けられないということで、味の濃いハンバーガーとか、そういう物を食べているそうです。

特にアメリカは、食育の授業を日本食でしているほど、そういうものについて困った状態になっています。特にパンは油を好むのでどうしてもカロリーが高くなります。

ご飯はそれがないので欧米ではヘルシーだと考えています。

ただ、一つだけ欠点があるのは、ご飯は塩気が好きなので、どうしても塩辛いものになりがちだということです。そういうのを垣間見ると、逆に毎日食べる安全な食事ということで、安全な食事を宿泊施設の方々に勉強してもらったらどうかと思います。

たまたまなのですけれども、この間、アラム大学の留学生がみなかみ町に来ました。食育の関係で今回日本に来ているそうです。それは観光のツールとして、十分使えるのではないかと考えますので、新しいセールスポイント、人間が長生きできる食事を出す旅館街という考え方で、栄養教諭を派遣できる。

これは確認したところ、親が旅館に勤めているとか、親が旅館をやっている、そういう所に親の教育として派遣される部分については問題ないという回答を県の教育委員会からもいただいていますので、そういう事を一考していただければ有り難いと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 今、話のありましたアラム大学の滞在生について、食育の勉強に来たのだということで驚いた次第ですけれども、その背景は、今ご指摘のあったようなアメリカの食事の実情というのがあるのだろうなと思っております。

今、旅館でヘルシーな食事ということで、インバウンドの一つのきっかけに使ったらどうかというお話がありました。それも一つだと思いますし、また中国などに向かって、いわゆる医療、人間ドック等と連携した観光、宿泊ということについても動きが始まっていますので、これがまとまってくれば、町としても支援方法を考えたいと思っております。

端的に栄養教諭を旅館の教育にということですが、きっかけとしてスタートしていただければ良いと思いますし、その旅館が何軒も集まって、そういう事を改めてやるのだということになれば、またそこを強化するという別の手立てもあろうかと思っております。

スタート時点において、そういう事も含めて、栄養教諭の方にご尽力を願うということについては、教育長と相談をして、スタート時点の僅かな部分は現況の中で出来ると思っておりますので、スタートさせたいと思います。

それが拡大して必要になれば、また必要な手立てを行うということだろうと思っております。そのように進めさせてもらうように教育委員会とも調整いたします。

議 長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4 番（前田善成君） ぜひ、そのような形にしていきたいと思っております。

特に病院とのタイアップは、おそらく上牧の方、私の地元でやっている取り組みです。それにアウトドアのスポーツなどを絡めて、本当に健康を全部で賄っていく、そんな町になったら素晴らしいなと思っています。

あと1点なのですが、食の安全についてなのですけれども、給食センターの所長さんが今委託の状態になっているセンターがあると思うのですが、それについて改善をしていた

だきたいと思います。食の安全という観点で、センターという話ですけれども、どうしても栄養士の方はセンターの栄養管理だけですから、センター自体を管理しているのは職員の方なので、その点について配慮をしていただきたいということを申し述べさせていただきました、一般質問を終わります。

議 長（久保秀雄君） これにて4番前田善成君の質問を終わります。

議 長（久保秀雄君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

議 長（久保秀雄君） 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

休会の件

議 長（久保秀雄君） お諮りいたします。

明6月11日から、6月17日までの7日間は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、明6月11日から18日までの7日間は、休会とすることに決定いたしました。

散 会

議 長（久保秀雄君） 最終日、6月18日は、午前9時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 15時22分 散会 ）